

羽 庭 城

1999年 3月

久世町教育委員会

久世町埋蔵文化財発掘調査報告3『羽庭城』正誤表

頁	行	誤	正
5	12	神上城西南の	南西
15	16	平坦地11 (第13図、図版10)	削除
34	23	家伝として……書状には	削除
38	19	(傍注： <u>註</u> 其時藤助卜号)	削除

序

久世町の市街地の北部にそびえる巖山の麓は、なだらかな丘陵が続き通称三坂平と呼ばれ、自然が多く残された風光明媚な地域です。

このたび老人福祉施設建設に先立ち、中世山城である羽庭城の一部が発掘調査され、久世町の歴史にとって、新しい知見を得ることができました。羽庭城は文献資料に記載がなく、築城に関する経緯は不明ながらも、陣城ともいべきこのような山城の発掘調査例は少なく、山城研究に於いて貴重な資料を提供できたのではと思われます。

最後になりましたが、関係各位には大変お世話になりました。ご協力を賜りました文化財保護審議会の委員の皆様を始め地元の方々には、心より感謝申し上げます。

平成11年3月

久世町教育委員会
教育長 山田 重和

例 言

1. 本書は、岡山県真庭郡久世町大字久世に位置する羽庭城の発掘調査報告書である。
1. 発掘調査は久世町教育委員会が主体となり、生涯学習課係長池上博が担当した。
1. 発掘調査及び報告書の作成において、久世役場森俊弘氏には終始有益な助言をいただいた。記して厚くお礼申し上げます。
1. 本書はV章を森、VI章を白石それ以外を池上が執筆した。全体の編集は池上が行った。
1. 本書で使用した座標は、国土法に基づく第V座標系である。
1. 土層断面図等で使用した土色は『新版標準土色帖』（農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修）による。
1. 出土遺物・図面・写真類は久世町教育委員会（久世町大字久世2932-5）に保管している。

本文目次

I. 位置と環境	1
1. 地理的環境	1
2. 歴史的環境	1
II. 調査の経過	6
1. 調査に至る経過	6
2. 調査の経過	6
III. 調査の成果	9
1. 第1次調査	9
2. 第2次調査	22
IV. まとめ	24
V. 美作西部における戦国期の経緯について	26
VI. 羽庭城出土須恵質甕の胎土分析	40

挿図目次

第1図 久世町位置図	1
第2図 周辺遺跡分布図 (1/50,000)	2
第3図 第1次調査地地形図 (1/600)	8
第4図 郭1遺構配置図 (1/300)	9
第5図 平坦地1 (1/100)	10
第6図 平坦地2, 3 (1/100)	11
第7図 堀切1 (1/100)	11
第8図 郭2, 3, 4遺構配置図 (1/300)	12
第9図 平坦地4, 5, 6 (1/100)	13
第10図 平坦地7, 8 (1/100)	14
第11図 平坦地9, 10, 柵列1 (1/100)	15
第12図 通路状遺構1 (1/100)	16
第13図 平坦地11, 12 (1/100)	17
第14図 平坦地13 (1/100)	18
第15図 平坦地14 (1/100)	18
第16図 平坦地15 (1/100)	18
第17図 平坦地16 (1/100)	19
第18図 平坦地17 (1/100)	19
第19図 平坦地18 (1/100)	19
第20図 平坦地19 (1/100)	19
第21図 第1次調査出土遺物(1) (1/3, 2/3, 1/2)	20
第22図 第1次調査出土遺物(2) (1/2)	21
第23図 第2次調査地地形図 (1/300)	22
第24図 第2次調査地遺構図 (1/100)	23
第25図 第2次調査出土遺物(1/2)	23
第26図 羽庭城出土甕と勝間田焼との比較	40

表 目 次

表 1	第 1 次調査出土土器観察表	21
表 2	羽庭城出土土器の胎土分析値	40

図 版 目 次

図版 1	1 郭 1 調査前状況 (北東から)
	2 郭 2～4 調査前状況 (南東から)
図版 2	1 平坦地 1～3 (北西から)
	2 平坦地 2, 3 (北西から)
図版 3	1 堀切 1 (北から)
	2 堀切 1 土層断面 (北西から)
図版 4	1 郭 2 完掘状況 (南東から)
	2 平坦地 4 (北西から)
図版 5	1 平坦地 5 (北東から)
	2 平坦地 6 (北東から)
図版 6	1 平坦地 7 (北西から)
	2 平坦地 7 岩盤掘込み状況 (南東から)
図版 7	1 平坦地 9 (南から)
	2 平坦地 10 (南から)
図版 8	1 平坦地 10 遺物出土状況 (北から)
	2 柵列 1 (北西から)
図版 9	1 通路状遺構 1 (東から)
	2 通路状遺構 1 土層断面 (北西から)
図版 10	1 平坦地 11 (南西から)
	2 平坦地 13 (北から)
図版 11	1 平坦地 13 土層断面 (東から)
	2 平坦地 14 (北から)
図版 12	1 平坦地 15 (北東から)
	2 平坦地 13～19 (東から)
図版 13	第 1 次調査出土遺物
図版 14	1 第 2 次調査地遠景 (北から)
	2 調査前状況 (西から)
図版 15	1 平坦地 1, 2 (西から)
	2 平坦地 3 (北西から)
図版 16	1 通路状遺構 1 (西から)
	2 第 2 次調査出土遺物

I. 位置と環境

1. 地理的環境

岡山県真庭郡久世町は、岡山県のほぼ中央を南流する旭川の上流域に位置する人口1万2千人余の山間部の町である。昭和30年、旧久世町と美和村の合併により現在の町域が確定した。面積は75.12km²で、81%が山林である。気候は比較的温暖で台風や地震等の自然災害はほとんどない。地形的には、旭川とその支流である目木川が形成した沖積平野を中心に、北は中国山地、南は吉備高原の一部が域内に含まれる。

羽庭城の立地する周辺は、通称三坂平と呼ばれ、巖山から派生するなだらかな丘陵が幾重にも重なり、高原状の地形を呈する。植生に於いては、檜・栲等の広葉樹や松を中心とした雑木林が生い茂っている。羽庭城はこの三坂平の最も南の丘陵上に位置している。



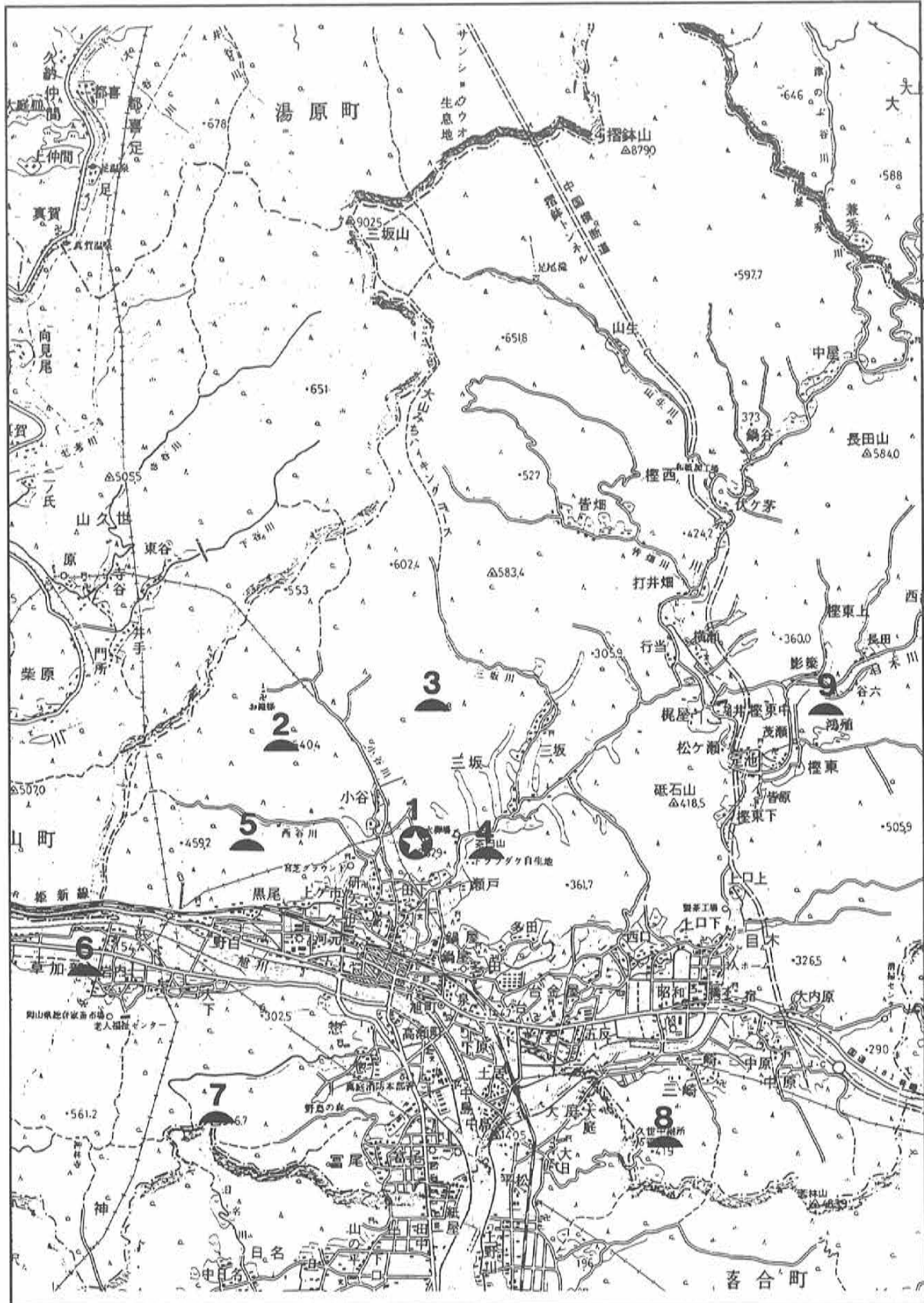
2. 歴史的環境

美作地方に於ける南北朝期から戦国期にかけての政治状況は、極めて複雑な様相を呈す。これは、南北朝期以降に山名・赤松の美作国守護を巡る抗争が続き、16世紀に入ってから、領国の拡大をめざす戦国大名と在地の中小国人領主層との抗争が常態化していたことによる。こうしたいわば戦国大名間の草刈り場的な地域特性は、当該地域の歴史を複雑にし、理解しにくいものになっている。ここでは、久世町に所在する中世山城についてその概略を記して、本町に於ける当該期の概観としたい。

大寺畑城・小寺畑城

大寺畑城は、久世市街地北西に位置する寺畑山山頂（標高約540m）に立地している。眼下には出雲街道や大山道を望む交通の要衝に位置している。小寺畑城については、大寺畑山の東隣の巖山（標高約528m）に所在するものと推定されているものの（註1）、未だに明確な遺構を発見するにいたっていない。歴史的には小寺畑城を茶臼山城に比定する説（註2）もあるが『作陽誌』には寺畑城（大寺畑城）と小寺畑城とは両山相對していると記している点からも茶臼山城＝小寺畑城説は首肯しがたい（註3）。築城については不明であるが、天文年間（1532～1523）に牧兵庫と菅兵衛父子が相次いで居城していたとされる。牧氏は久世町一帯を支配した土豪と考えられており、高田城（現勝山町）を本拠とする三浦氏の有力被官であった。その後は、尼子氏・毛利氏の在城も認められるものの、いずれも短期間であり、それ以外では三浦方の山城として推移している。しかし、天正3年（1575）浦上氏と結んだ三浦氏を宇喜多・毛利氏が攻め、三浦氏は高田城を退城し（註4）寺畑城は宇喜多氏のものとなった。天正7年（1579）宇喜多直家が毛利氏を離反し織田方に属したため、毛利軍が作州に侵攻し翌年2月に寺畑城は落城。天正12年（1584）の毛利氏の美作撤退まで毛利氏の部将が在番した。その後は廃城となったようである。

縄張り、最高所に位置する本丸を中心に、北東・南西・東の3方向に派生したそれぞれ、



第2図 周辺遺跡分布図(1/50,000)

- | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|-------|
| 1. 羽庭城 | 2. 大寺畑城 | 3. 小寺畑城 | 4. 茶臼山城 | 5. 陣山 |
| 6. 飯山城 | 7. 金砕山城 | 8. 篠向城 | 9. 神上城 | |

れの尾根に中小の平坦地や堀切等が認められるが、全体的にシンプルな構造である。また、本丸には石塁があり、この山城を特徴づけている。なお、東方向の尾根筋下方に出丸が所在したが、近年、ケーブルテレビの受信施設建設により破壊された。

茶白山城

久世市街地北方、山間部を流れ下る三坂川が、久世平野に流入する地点の東側に位置する茶白山山頂（標高約303m）に立地している。築城に関する詳細は不明である。多田山城や小寺畑城に比定されているが、後者については前述のとおりである。多田山城は、天正3年（1575）浦上方に属した三浦氏の属城であった寺畑城を攻めるために、宇喜多方が陣を敷いたとされている。

縄張りは、最高所の主郭を中心に北側に連続して平坦地が連なる、連郭式の山城である。

陣山

大寺畑城の南に位置する陣山（標高約417m地点）に相對するように立地している。築城に関する詳細は不明であるが『作陽誌』には時期不明ながら寺畑城を攻略するために敵方が陣を敷いたとある。名前とは異なり大規模で本格的な山城である。こうしたことから、大寺畑城の出城か対の城とする見解もある（註5）。

縄張りは、最高所の主郭を中心に東西の尾根主軸方向に大小の平坦地と堀切が発達した、梯郭式の山城である。

飯山城

久世町大字草加部の岩内集落西方の飯山山頂（標高約198m）に立地している。旭川を見おろす眺望にすぐれた場所ではあるが、平地との比高差は小さく縄張りも小規模であることから、本格的な山城とは言い難い。築城に関する詳細は不明であるが、『作陽誌』によれば福島右近（註6）の陣跡とされている。

長方形の主要な郭を中心に3つの主要な郭からなる。主郭と北に位置する平坦地の間にはかなり深い堀切が存在する。なお、この山の麓のに「構」という地名が残る。

金砕山城（加那女岐山城）

金砕山城は久世町市街地南西の金砕山山頂（標高約547m）に立地している。『作陽誌』には加那女岐山として、神林寺僧徒と篠向城主が対峙したときに神林寺側が陣を敷いたとあるように、篠向城と相對するように築城されている。この記事がいつ頃のものであるかは明らかではないが、天正7年（1579）に毛利氏が織田氏方に属した宇喜多氏の諸城を攻略する際に、神村（久世町）に陣替するとの記事（註7）があり、その際に築城された可能性がある。

山頂部に位置する主郭を中心に、西側の尾根方向に2つの主要な郭があり、それぞれの郭は、多くの中小の平坦地によって構成されている。平坦地のなかには自然地形を残すものもあり、やや未完成な縄張りの趣である。一方、防御施設は多くの豎堀や畝状豎堀などが認められかなり充実しているといえる。

篠向城（笹吹城、篠茸城）

篠向城は久世町市街地南東部の笹向山山頂（標高約419m）に立地している。築城時期は不明であるが、『作陽誌』によれば、南北朝期に美作国守護であった赤松方の武将飯田氏（註8）が在城していたが、南朝方についた山名氏に攻められて落城し、それ以後は山名方の山城として推移している。その後、文亀年間（1501～1503）に高田城主であった三村貞連は城主山名右近亮を敗死させ、三浦氏の被官衆を在番させた。天正3年（1575）の三浦氏の高田城退城後（註9）は宇喜多氏の有力被官江原親次（註10）の居城となったが、秀吉の慶長の役に宇喜多勢として出陣し、慶長3年（1598）釜山に於いて病死し、跡継ぎがなかったためにまもなく廃城になったと思われる。

岩屋城や高田城とともに作西に於ける拠点的山城として、その縄張りは広大かつ複雑である。主要な3つの郭がありそれぞれが中小の平坦地、土塁、堀切、堅堀等で構成されている。なかでも、本丸と三の丸には畝状堅堀が発達し、防御に関する備えは堅い。また、主郭に於いて瓦が出土することでも知られる（註11）。本丸に於いて、一部地盤の軟弱な部分を石垣で補強している。

神上城（鴻殖城、神上堡）

旭川の支流である余野川と余川の合流地点の北東に位置する山上（標高約377m）に立地している。眼下には鏡野・余野方面から久世町平野部に至る主要街道が通り交通の要衝である。築城に関する詳細は不明であるが、城主については、岩佐勘解由とする文献が多い。しかし、『作陽誌』には記載が無く定かではない。永禄10年（1567）、岩屋城（久米町）に拠っていた毛利方による高田城侵攻の際に、三浦貞広麾下中山三郎兵衛が岩屋城の部将入江主計を神の森（註12）で討ち取り貞広から感状を得ている。

3つの主要な郭を有し、それぞれが堀切によって画されている。最も西にある郭の南斜面には数本の堅堀が認められる。

註

（註1）地元の古老によれば、巖山山中には人為的な平坦地が存在するとのことである。

（筆者未確認）

（註2）『久世町誌』（石井常太郎 1932年）には「多田山・小寺畑共何れにあるか茶白山に関係なきか考証決定し難し」とした上で、茶白山城を小寺畑城と推定している。

（註3）時代は下るが『久世村地誌』（勝山町公民館蔵 明治初年）には「小寺畑（一名巖山）」と記されており、少なくとも明治初年当時は、地元では巖山を小寺畑と認識している。

（註4）三浦氏の滅亡は通説によれば天正4年（1576）であるが、『萩藩閥閥録』（巻6 山口県文書館蔵）の天神山落城の記述等から天正3年（1575）と推定される。

（註5）「陣山」『日本城郭大系』13 広島・岡山（新人物往来社 1980）

（註6）『作陽誌』によれば、福島氏は初め三浦に、後に宇喜多氏に仕えたとされる。

（註7）天正7年12月晦日付 宇喜多直家書状（熊山町史報告所収 新出沼元家文書 19

92年)に「来三日両川木山神村へ陣替之由候」とあり実際に陣替えが行われたとして、神村は位置的に見て篠吹城攻略のためのものと思われるので、神村と篠向城の間に位置し、篠向城の真向いである金砕山にも布陣した可能性が高い。

(註8) 飯田氏については詳細は明らかでない。ただ、落合町垂水に所在する垂水神社に合祀されている箸立天神の宝物刀の銘文に「篠向城居飯田家継孫寿伯」と記されたものがあり、垂水付近を本拠地とする国人と考えられている。

(註9) 註4と同じ

(註10) 江原氏は、久米郡倭文庄を本拠地とする国人領主である。

(註11) 文字瓦が出土しており、それによると「天正5年」と「播州」という文字が記されている。天正5年にこの播州瓦を使用した建物が建てられたとすれば、当時の政治状況から見て興味深い。

(註12) 神森は、神上城西南の目木川に沿った谷間といわれている。

参考文献

『作陽誌』

『備前軍記』

『陰徳太平記』

『美作太平記』

『萩藩閥閥録』

II. 調査の経過

1. 調査に至る経過

近年、地域社会に於ける高齢化率の高まりにより、高齢者福祉に対する住民のニーズは多様化している。また、平成12年4月1日から介護保険制度の導入が予定されるなど、本町に於いても在宅高齢者の支援対策が急がれていた。こうした状況のなか、平成9年10月に久世町役場健康福祉課から在宅福祉施設を誘致し、その建設地として久世町大字久世540番地先とする計画が教育委員会に示された。当該計画地には『久世町埋蔵文化財分布地図』によると、周知の埋蔵文化財包蔵地である羽庭古墳群（註1）が所在していたため、ただちに担当課職員と伴に現地の踏査を実施した。その結果、羽庭9号墳を含め合計4基の古墳が計画区域内に含まれていることが分かり、その対応についてあらためて協議した。そのポイントとなる点は、4基の古墳を計画区域から除外できるかどうか、あるいは緑地等で現状保存が可能かということであったが、計画区域の大部分がかつて公共事業建設残土の埋め立て地であるために地盤が不安定であり、地盤の安定した古墳の所在する丘陵部を削平して建物を建築する必要があった。したがって、用地境に位置する12号墳については計画から除外する方向で調整するも、その他の古墳については、計画除外も現状保存も困難であるとの結論に達し、発掘調査を実施することとなった。しかし、その後、担当課から12号墳について計画除外すると、のり面が急峻となり崩壊の危険性があるとの連絡があり、改めて協議を行った結果、12号墳も調査対象に加えることとなった。

なお、発掘調査終了後、建築予定の高齢者福祉施設に給水するための上水道の配水池を建設したいとの計画が担当課から示されたため、当該地を現地踏査して羽庭城の縄張りに含まれていることを確認し、計画の見直しを含めて協議を行ったが、給水の為の必要な圧力を確保する必要性があり計画の変更ができないことから、当該計画区域についても発掘調査を実施することとなった。なお、以後に於いては、便宜上前者を第1次調査、後者を第2次調査とする。

2. 調査の経過

第1次調査は、平成9年12月10日から着手した。用地買収の関係から、調査対象地の最も南に位置する9号墳の調査を優先することになり、急遽立木の伐採と地形測量を終わらせた上で、表土除去作業にとりかかった。9号墳の調査を進めていくうちに南尾根筋側では古墳の周溝らしき溝が検出され、北東尾根筋側で墳丘端部整形と思われる半月状の平坦地が検出されるものの、墳丘自体には盛土が認められなかった。また、表土下は基盤である砂岩であり、肝心の埋葬主体部も検出できないことから、古墳ではなく他の遺構であると判断した。遺物等も出土せず、明瞭な遺構も認められなかったが、ここでは一応中世山城の関連遺構ではないかと想定し、全体の調査方針の見直しを行った。なお、9号墳周辺を郭1、10号墳～12号墳をそれぞれ郭2～郭4として発掘調査を進めた。

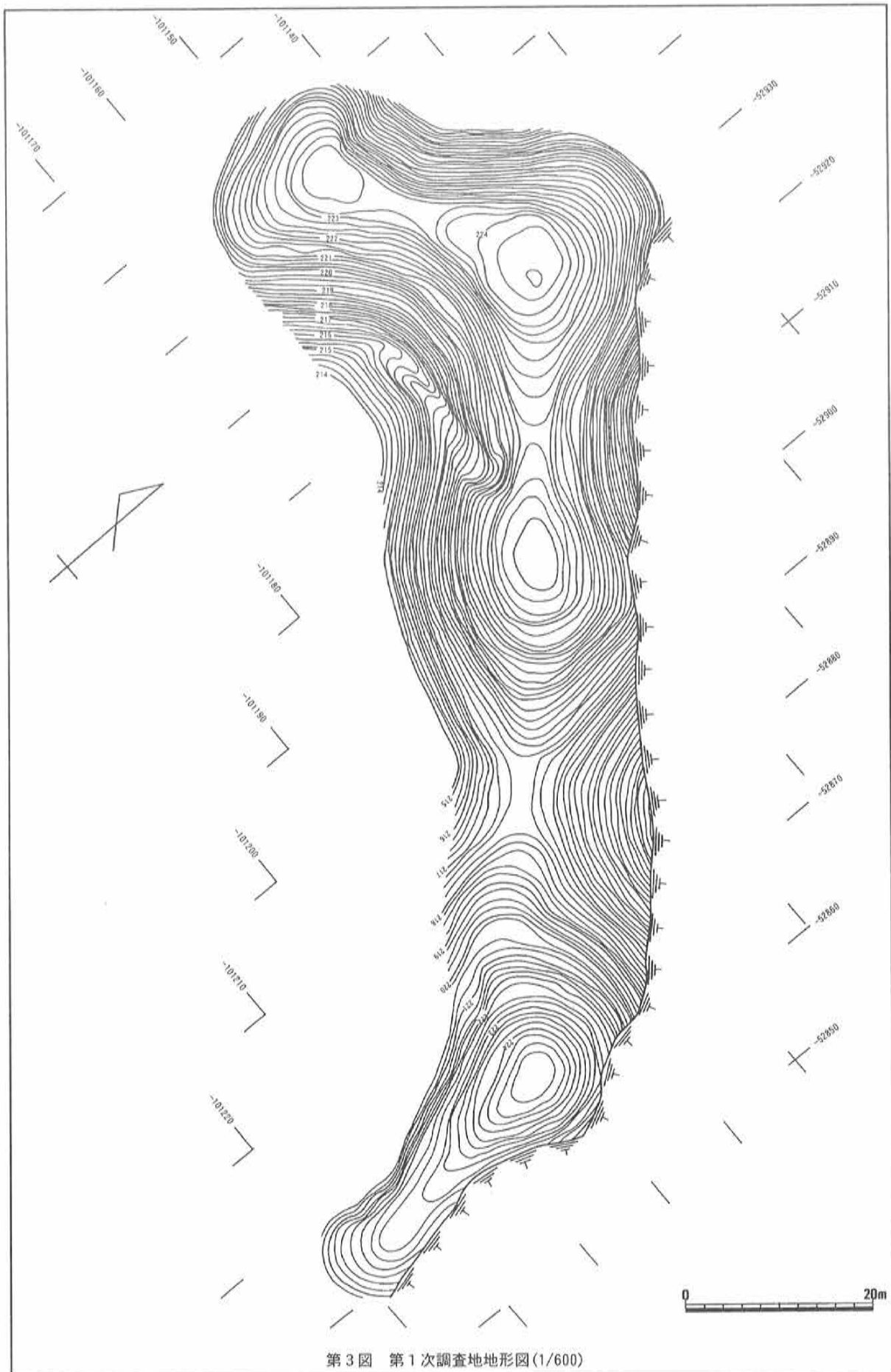
その後、郭2に於いて丘陵頂部を長方形プランで壇状に整形した遺構（平坦地4）が検出され、その上面で柱穴が検出されるとともに釘等の遺物が出土し、城郭関連の遺構であることが確実となった。その後、郭2の調査を進めていくうちに平坦地4の南東尾根筋に

於いて、斜面の崩壊を防ぐためののり面保護施設を有する平坦地 5～9 が検出され、中世山城の築城技術を知るうえで貴重な資料となった。また、郭 2 から郭 3 にかけてかなり急な斜面にもかかわらず小さな平坦地が多数が検出された。そのなかには、灰や炭化物がつまった土壌を有するものがあり、生活痕跡が明らかとなった。このようにたくさんの平坦地を斜面に持つ山城の調査例はなく注目された。発掘調査は 5月19日をもって終了した。

第 2 次調査は平成10年12月 1日に着手した。事前に立木の伐採を済ませていたため、地形測量と並行して掘り下げを開始した。その結果、尾根主軸上に於いて、方形壇状に削り出された郭 1 とその西側に連なる郭 2、さらに郭 1 の北側を通り郭 2 に取り付く犬走りを検出した。また、北側斜面に於いて第 1 次調査でも多数認められた半月状の小さな平坦地を検出した。平成10年12月17日をもってすべての作業を終了した。

註

(註 1) 羽庭古墳群は、5 世紀を中心とした時期の古式群集墳と考えられている。しかし、このたびの発掘調査により、遺跡の性格を含め見直しが必要となった。

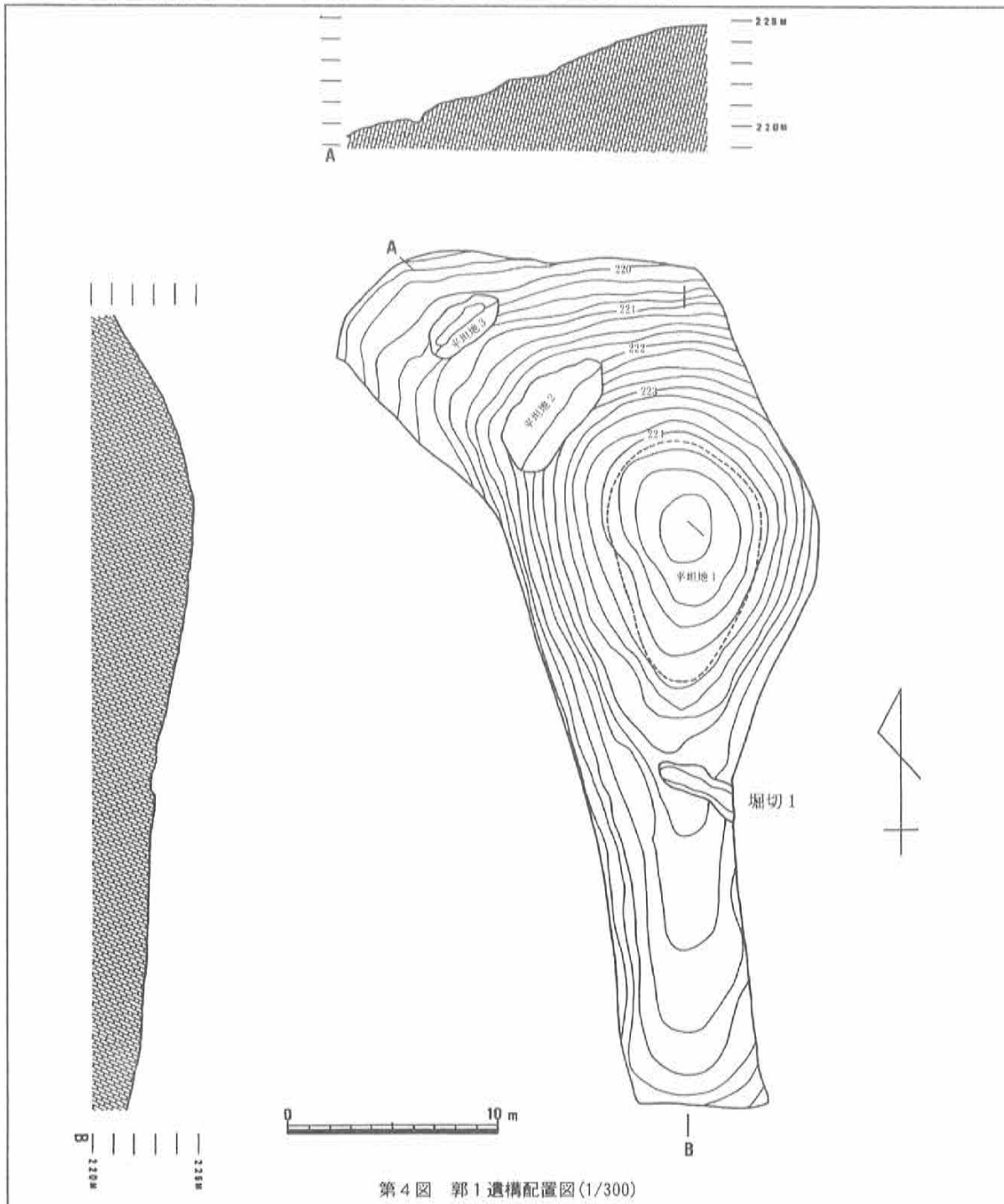


第3図 第1次調査地地形図(1/600)

Ⅲ. 調査の成果

1. 第1次調査

調査区内の丘陵上には4つの小ピークがあり、それぞれのピークごとに中心的な平坦地が立地し、その周囲の尾根主軸上や斜面に中小の平坦地が付属する構成である。ここでは、便宜上それぞれのグループを南から郭1～郭4と呼称し、郭ごとに順次概要を記す。なお、調査区内で最も南に位置している郭1と郭2～4との間には、かなりの比高差のある鞍部があり、山城の縄張りとしては別のグループとすべきであろう。



第4図 郭1遺構配置図(1/300)

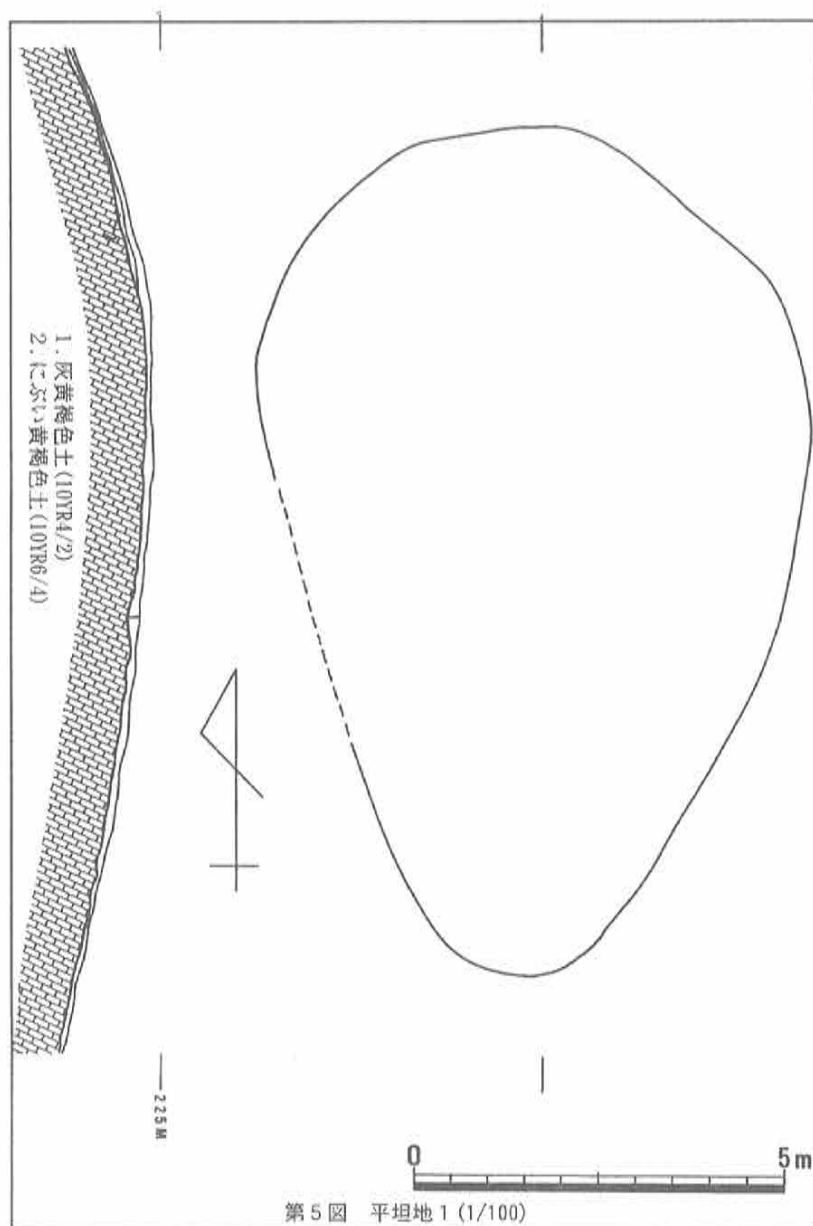
なお、郭1の堀切1以南については、広義では羽庭城の縄張りに含まれるものと思われるが、現状では人の手が加わっていないならかな自然丘陵となっており、ここでは羽庭城の縄張り外として扱うこととする。

(遺構)

郭1

平坦地1 (第5図、図版2)

郭1に於ける中心的な平坦地である。標高224.8mの丘陵頂部に位置している。地形にほとんど手を加えていないため平坦地の輪郭は不明瞭だが、長経約11.4m、短経約7.4mの程度の楕円形プランになるものと思われる。柱穴等は検出できず釘等の遺物も認められないことから、建物等の構造物はなかったものと思われる。



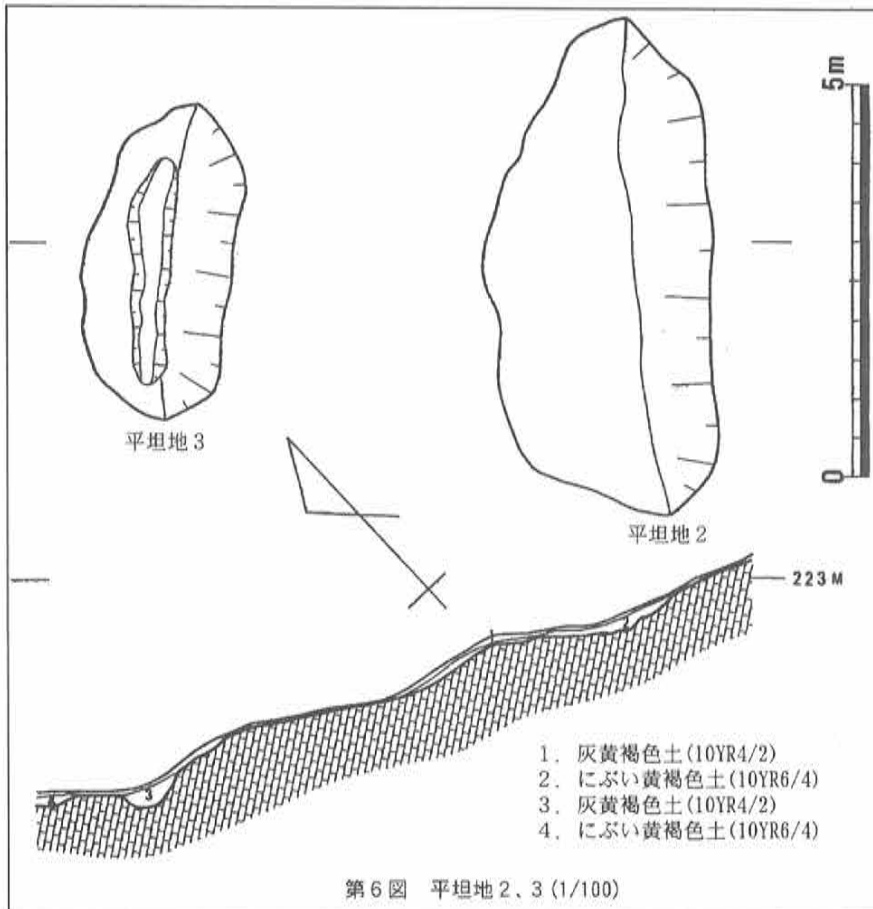
第5図 平坦地1 (1/100)

平坦地2 (第6図、図版2)

平坦地1の北西尾根筋下方に位置している。尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長1.9m、幅6.3mを測る。平坦地1との比高差は約2.4mである。

平坦地3 (第6図、図版2)

平坦地2の北西直下に位置している。やや小振りの平坦地で、尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。本来は、削りだした土を谷側に埋め出していたものが土の流出により現在の大きさとなっている。長1.0m、幅4.1mを測る。床面は水平ではなく北西方向(尾根主軸方向)に少し傾斜している。また、山際に長2.9m、最大幅0.6m、深さ0.3mの溝を有している。郭2で明らかとなったが、この種の溝はのり面保護施設の痕跡である。平坦地2との比高差は約2.0mである。



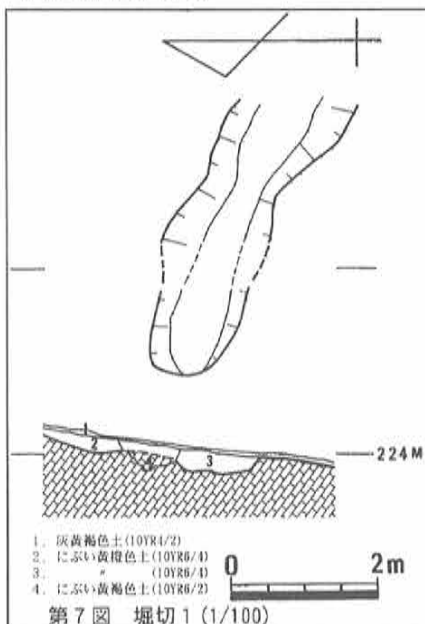
堀切1 (第7図、図版3)

平坦地1の南尾根筋下方に位置している。地形的には、平坦地1から続く斜面が緩斜面に移行する場所である。西側は林道造成のため削平されている。また、尾根を完全に断ち切るのではなく東端部を掘り残しているため、堅堀である可能性もある。残存長4.4m、最大幅1.5m、深さ0.3mを測る。平坦地1との比高差は約2mである。

郭2

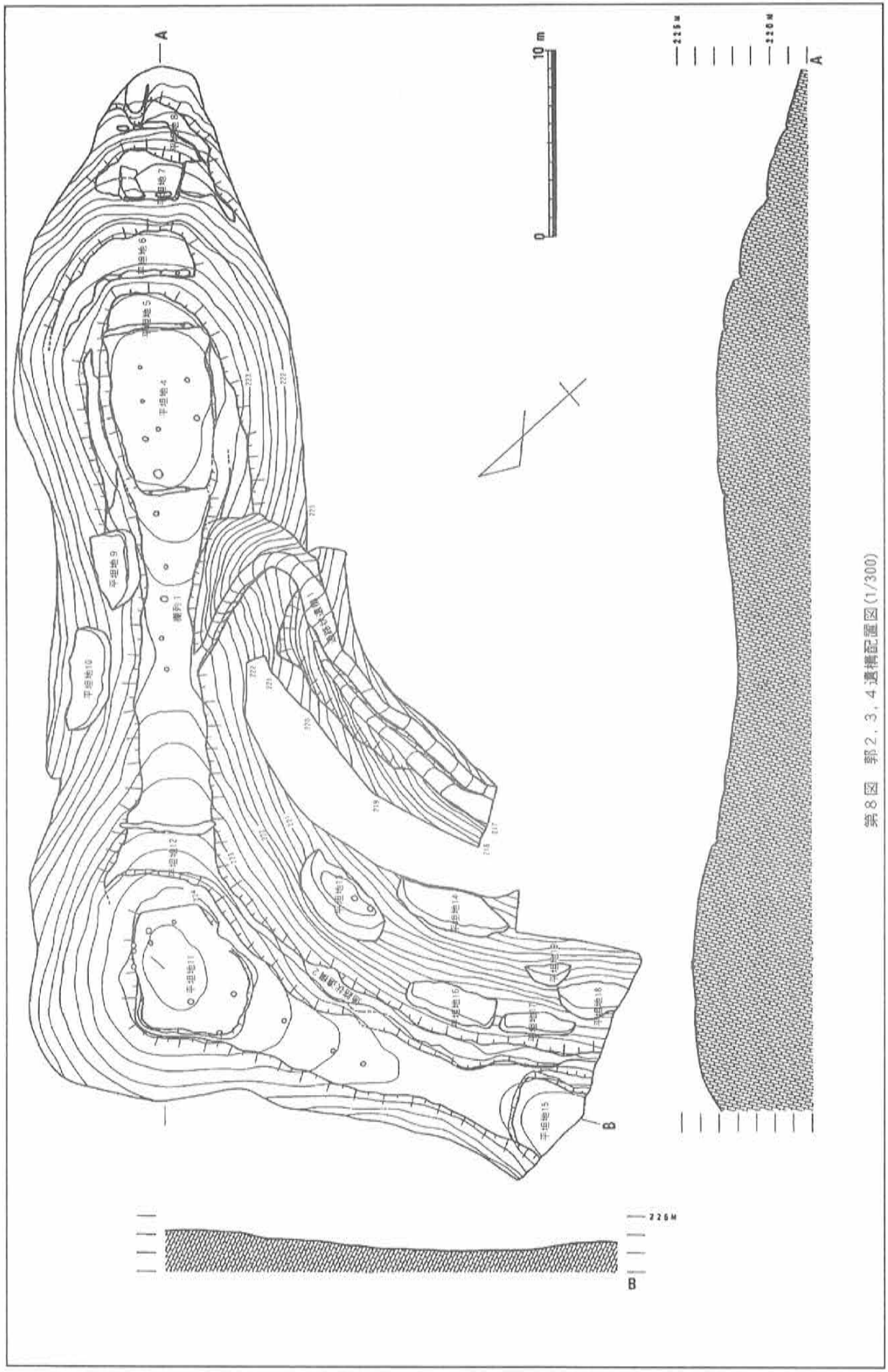
平坦地4 (第9図、図版4)

郭2に於ける中心的な平坦地である。標高223.0mの丘陵尾根に位置している。楕円形の丘陵頂部を削り、長14.7m、幅5.9mの方形壇状の平坦地を作り出している。そのため、両長辺側に通路状の平坦地を有している。若干の柱穴を検出したが建物や柵列にはまとまらなかった。ただし、釘等が出土していることもあり、何らかの構造物が存在していたものと思われる。

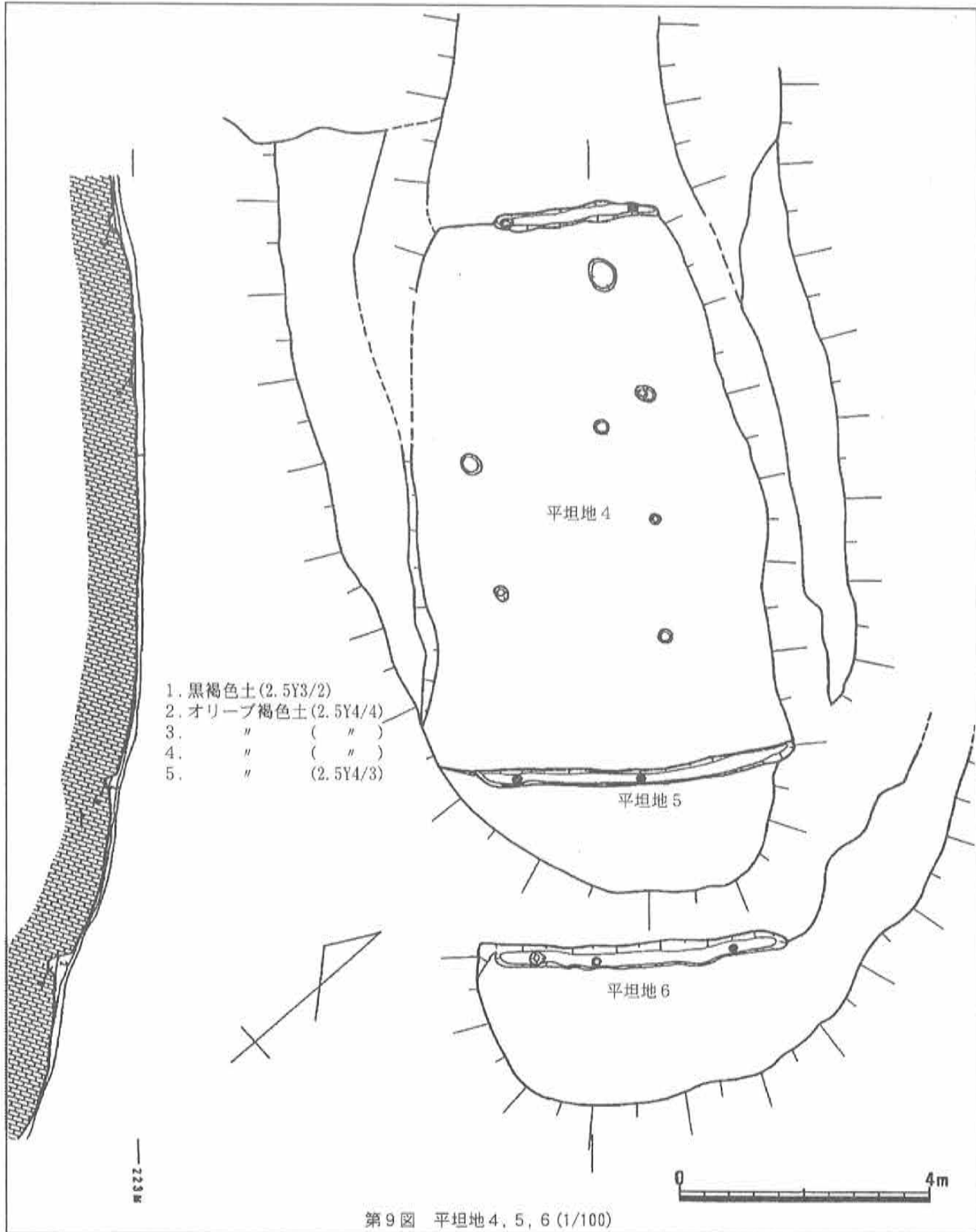


平坦地5 (第9図、図版5)

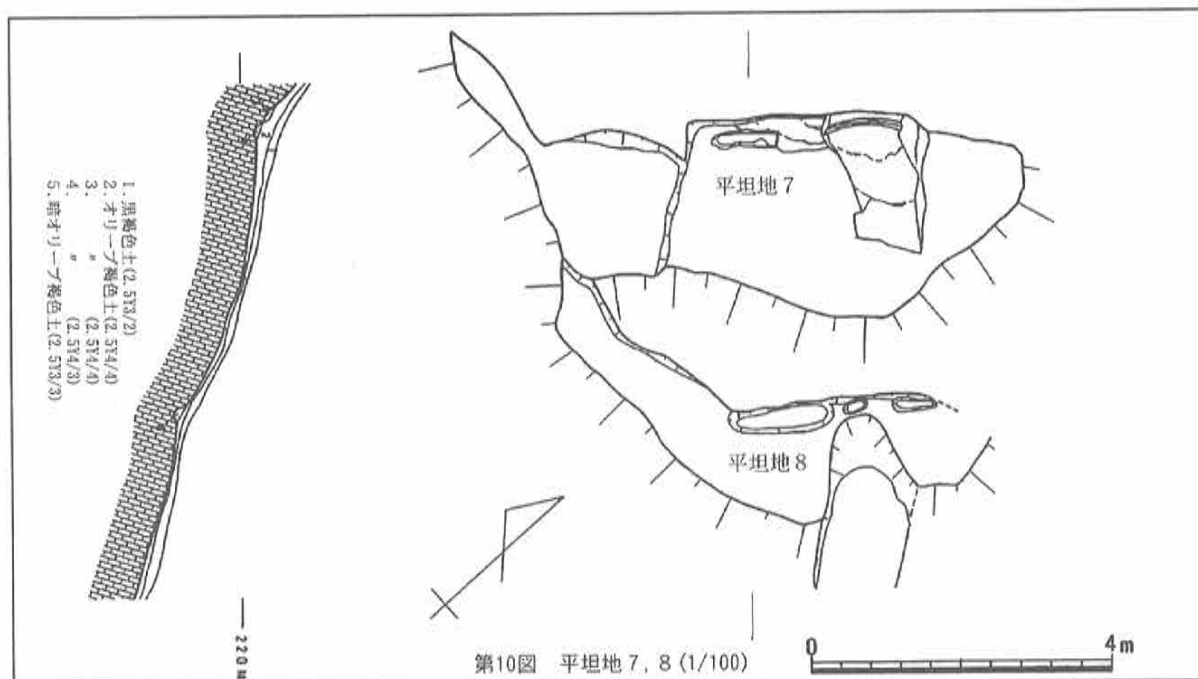
平坦地4の南東尾根筋下方に位置している。尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長1.9m、幅5.4mを測る。この平坦地の山際に、長5.1m、幅0.3m、深さ0.3mの細長い溝を有している。この溝の底で、数個の径8~14cmの杭穴が認められた。この溝は、のり面保護のために板などで土止めをした際、板の一部を溝に埋め込み、さらに板の背後に杭を打ち込んで支えていた施設の痕跡と思われる。平坦地4との比高差は約0.5mである。



第8図 郭2、3、4遺構配置図(1/300)



平坦地5の南東尾根筋下方に位置している。尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長2.2m、幅6.2mを測る。北西コーナーから斜面を巻くように平坦地の続きが延びていて、その末端は不明瞭である。用途としては、通路のようなものであろうか。この平坦地の山際にも長4.7m、幅約0.4m、深さ0.4mの細長い溝が検出された。この溝の底にも径10~20cmの杭穴が数個認められた。やはり、のり面保護施設の痕跡であろう。平坦地5との比高差は約0.8mである。



平坦地7 (第10図、図版6)

平坦地6の南東尾根筋下方に位置している。尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長2.7m、幅6.6mを測る。西3分の1程度は10cm程度低くなっている。また、南西コーナーから斜面に沿って、長さ2m程度平坦地の続きが通路状に延びているが、末端は不明瞭となっている。また、平坦地を造成中に基盤層である砂岩が露出したためそこだけ掘り残している。基盤層を削ってまでは平坦地にこだわっていない。また、この平坦地の山際に不連続ではあるが溝を検出した。一部は基盤層である砂岩を削って幅0.4mの帯状の溝を作っている。その傾斜角度から、のり面が垂直ではなくやや傾斜していることがわかる。これも、のり面保護施設の痕跡であろう。平坦地6との比高差は約1.4mである。

平坦地8 (第10図)

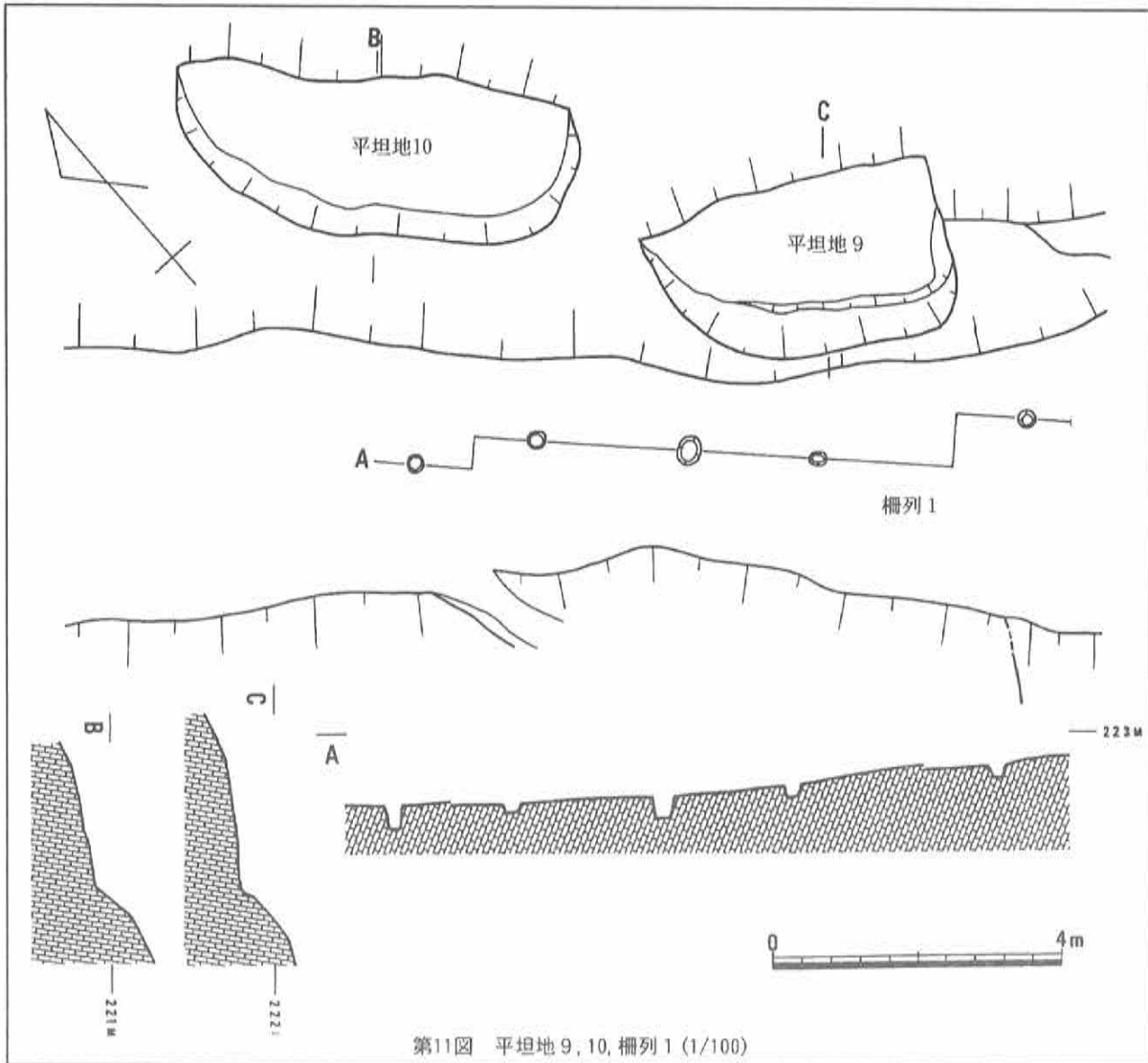
平坦地7の南東尾根筋下方に位置している。尾根を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長1.6m、幅約5.4mを測る。この平坦地は、いわゆる虎口に相当し、城外からの通路がこの平坦地の中央東よりに取り付き、さらに左に折れ曲がりさらに右に曲がって平坦地4に至る構造となっている。また、この平坦地の山際に不連続ではあるが溝を検出した。やはり、のり面保護施設の痕跡であろう。平坦地6との比高差は約1.1mである。

平坦地9 (第11図、図版7)

平坦地4の北側下方の急斜面に位置している。斜面を断面L字状に削り、半月形の平坦面を作り出している。長1.8m、幅4.1mを測る。丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。平坦地4との比高差は約1.4mである。

平坦地10 (第11図、図版7)

平坦地9の北側下方に位置している。斜面を断面L字状に削り、半月形の平坦面を作り



出している。長1.8m、幅5.4mを測る。平坦地9と同様丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。平坦地9との比高差は約0.8mである。なお、この平坦地の南端床面直上で用途不明銅製品が出土している。

柵列 (第11図、図番8)

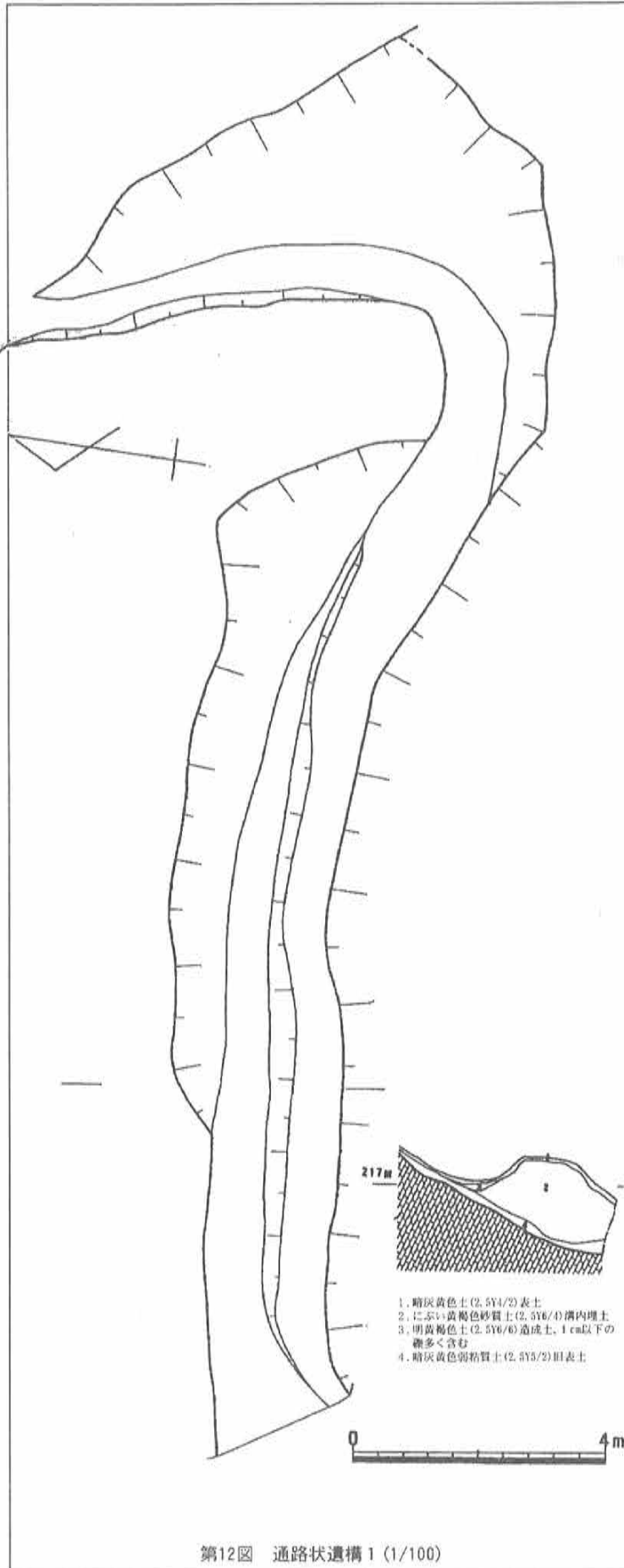
平坦地4の北側の尾根鞍部に位置している。5つの柱穴によって構成される。柱穴の堀り方は直径18~38cm、深さ10~31cmを測る。この柵列の南側に通路状遺構1があり、それを遮蔽する意図で設置されている様である。

通路状遺構1 (第12図、図版9)

羽庭城の南側に深く入り込んだ谷から延びているものと思われる。郭2と郭3との間の南斜面を右上がりて登り一度折り返して尾根鞍部に取り付く。上半部は基盤層である砂岩を堀り込み、下半部は盛り土によって幅0.7~1.5mの通路を作っている。盛り土された部分の山側には排水のための溝が設置されている。なお、盛り土から鉄鎌が出土している。

郭3

平坦地11 (第13図、図版10)



平坦地11(第13図、図版10)

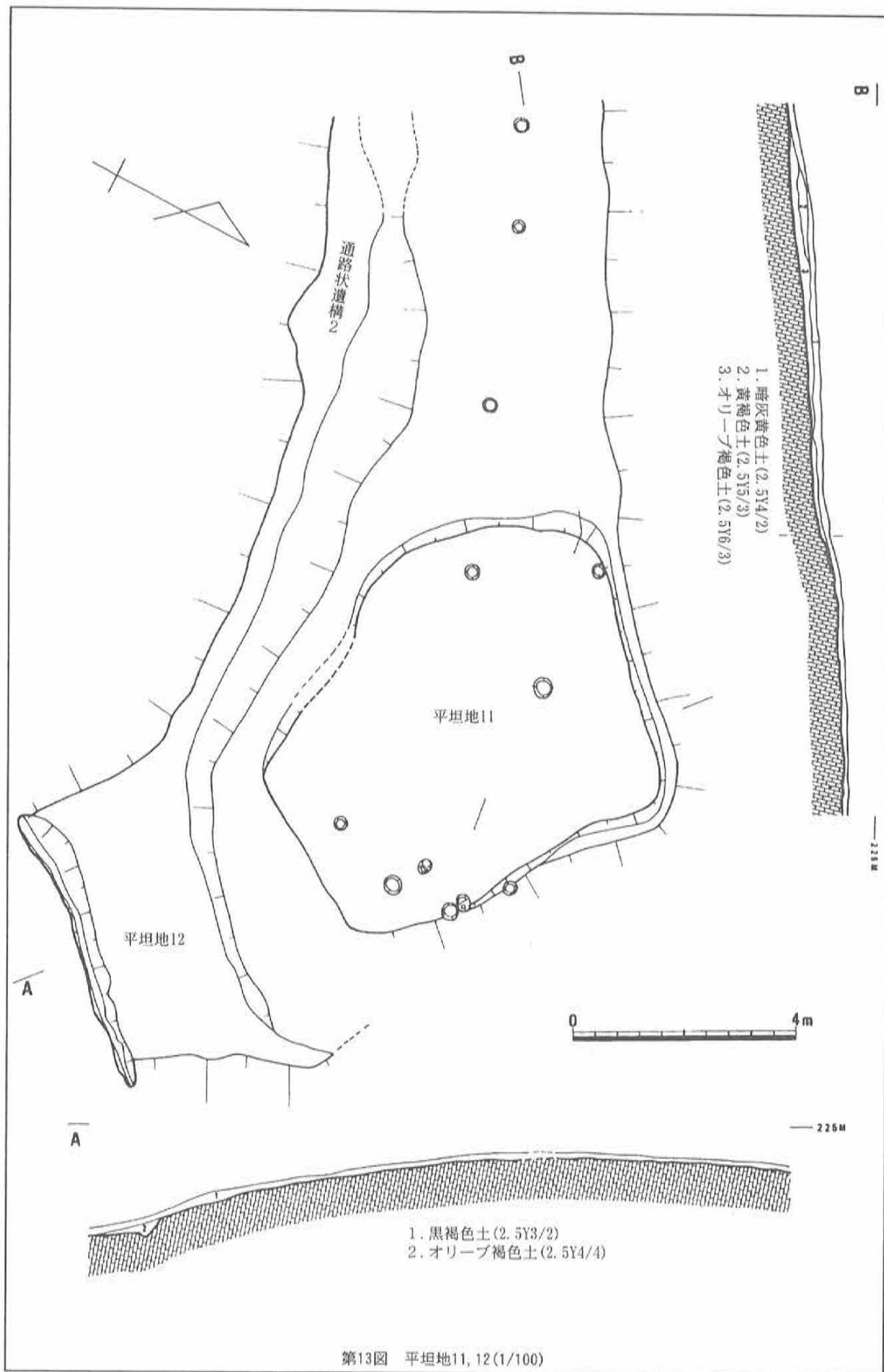
郭3に於ける中心的な平坦地である。標高224.3mの丘陵頂部に位置している。円形の丘陵頂部を削りだして五角形の土壇状の平坦地を作り出している。東西約6.2m、南北約6.6mを測る。若干の柱穴が検出されたが、建物等にはまともならなかった。釘等が出土しており、何らかの構造物が存在していたものと思われる。

平坦地12(第13図)

平坦地11の南東尾根筋下方に位置している。尾根を削り、台形の平坦地を作り出している。長2.2m、最大幅6.0mを測る。床面は平坦ではなく少し南東方向(尾根主軸方向)に傾斜している。この平坦地の南側尾根鞍部との境にのり面保護施設の痕跡である長5.3m、幅0.4m、深さ0.5mの溝を有している。平坦地11との比高差約0.5mである。

平坦地13(第14図、図版10)

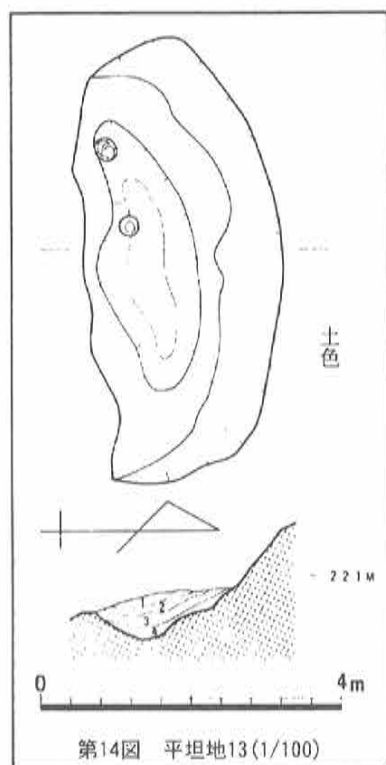
平坦地11の南側下方の急斜面に位置している。斜面を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長2.0m、幅5.2mを測る。丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。なお、この平坦地全体の3分の2程度の面積を有する土壌を検出した。長径3.6m、短径1.3m、深さ0.25mの楕円形を呈する。土壌の埋土は多量の灰及び炭化物が含まれていた。底部には柱穴が長軸方向に並んで2つ検出した。何らかの上部構造を想定できる土壌である。なお、この土壌埋土上層で、土師質の土鍋と刀子が出土した。平坦地11との比高差約3.7mである。



第13図 平坦地11, 12 (1/100)

平坦地14 (第15図、図版11)

平坦地13の南西側下方の急斜面に位置している。斜面を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長1.9m、幅6.4mを測る。丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。平坦地13との比高差約1.4mである。



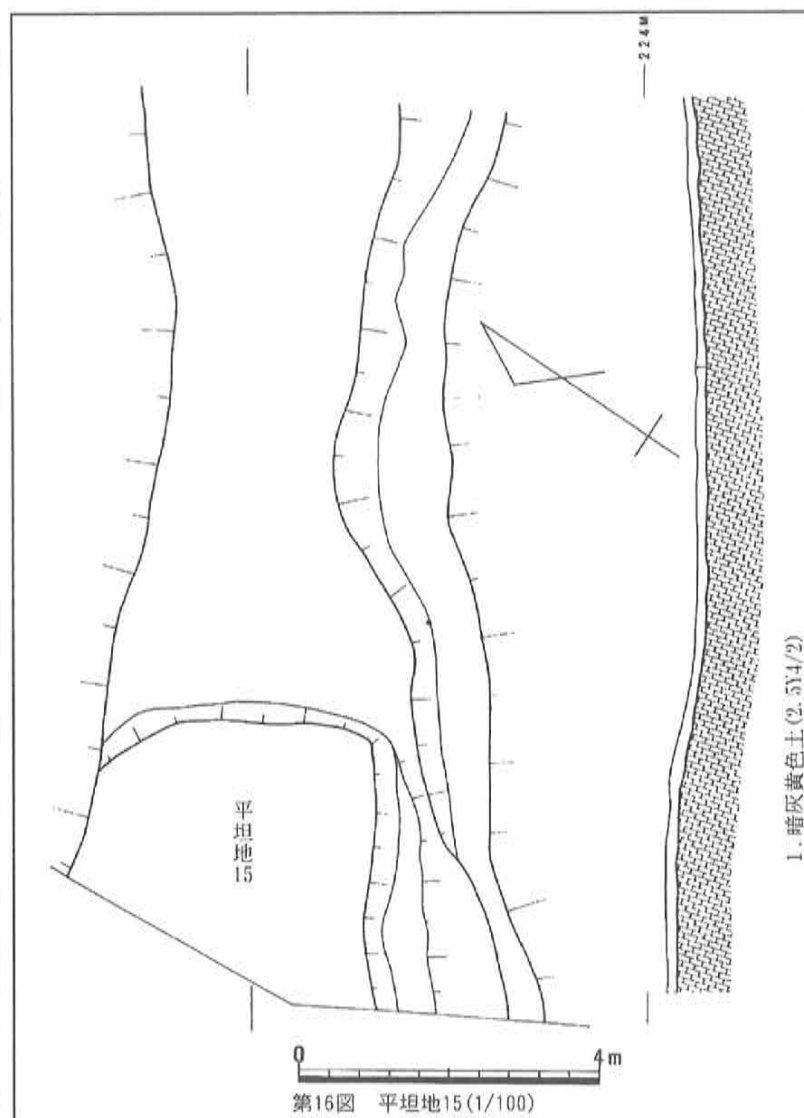
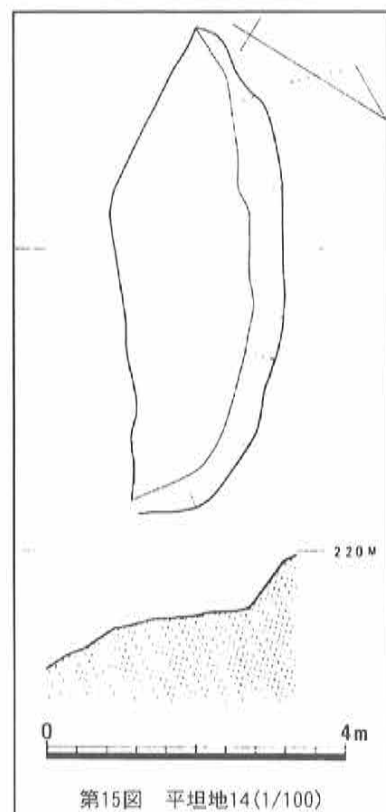
通路状遺構2 (第8図、図版12)

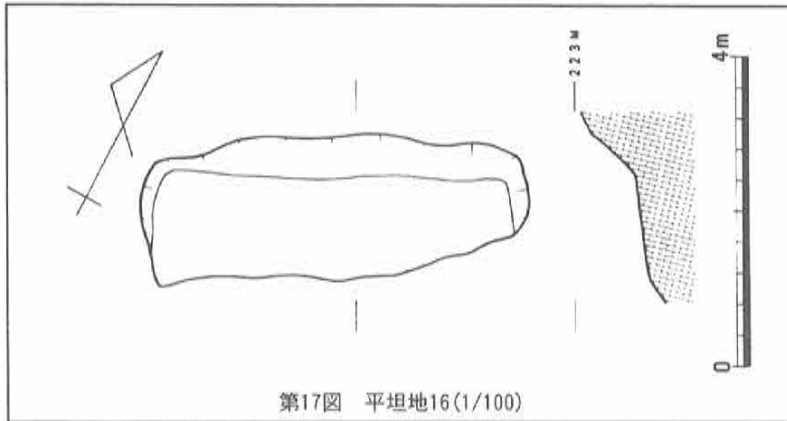
平坦地12の南西隅から郭4まで続く。現状では、長24m、幅0.3~1.2mを測る。ほぼ、等高線に沿って延びている。

郭4

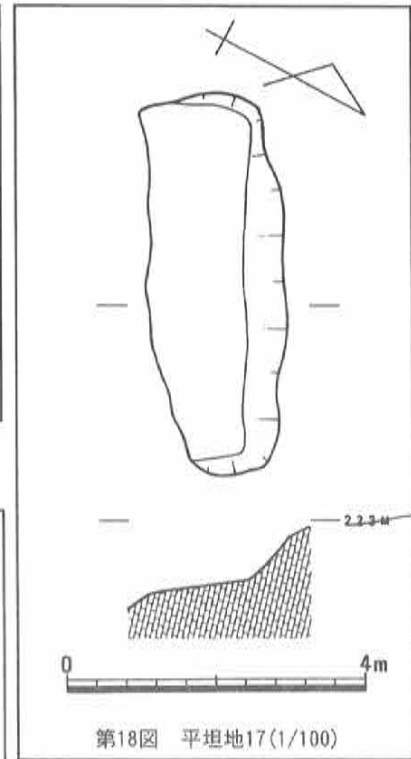
平坦地15 (第16図、図版12)

郭4に於ける中心的な平坦地である。標高223.7mの丘陵頂部に位置している。調査区にはおよそ全体の半分程度が含まれている。丘陵頂部を削り方形の土壇状の平坦地を作り出している。現状では長3.6m、幅4.1mを測る。

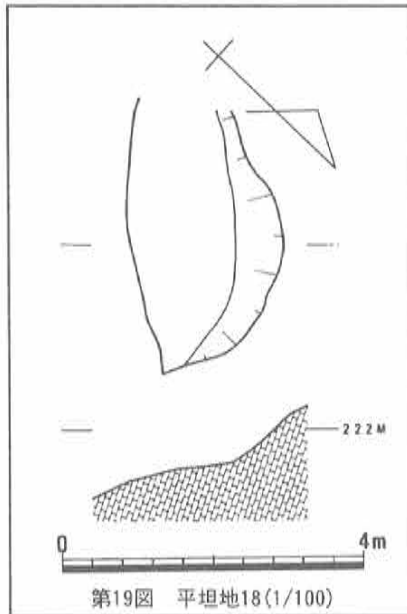




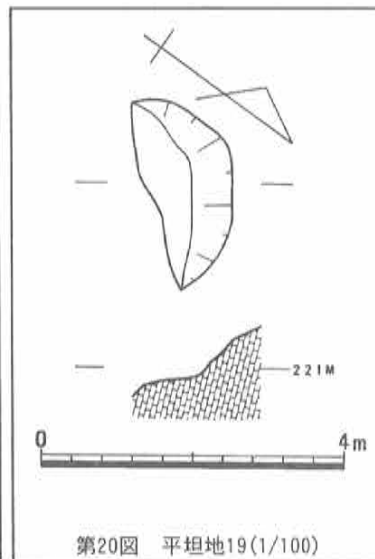
第17図 平坦地16(1/100)



第18図 平坦地17(1/100)



第19図 平坦地18(1/100)



第20図 平坦地19(1/100)

平坦地16 (第17図、図版12)

平坦地15の東斜面下方に位置する。斜面を断面L字状に削り、長方形の平坦地を作り出している。長1.5m、幅4.7mを測る。平坦地15との比高差は約1.4mである。

平坦地17 (第18図、図版12)

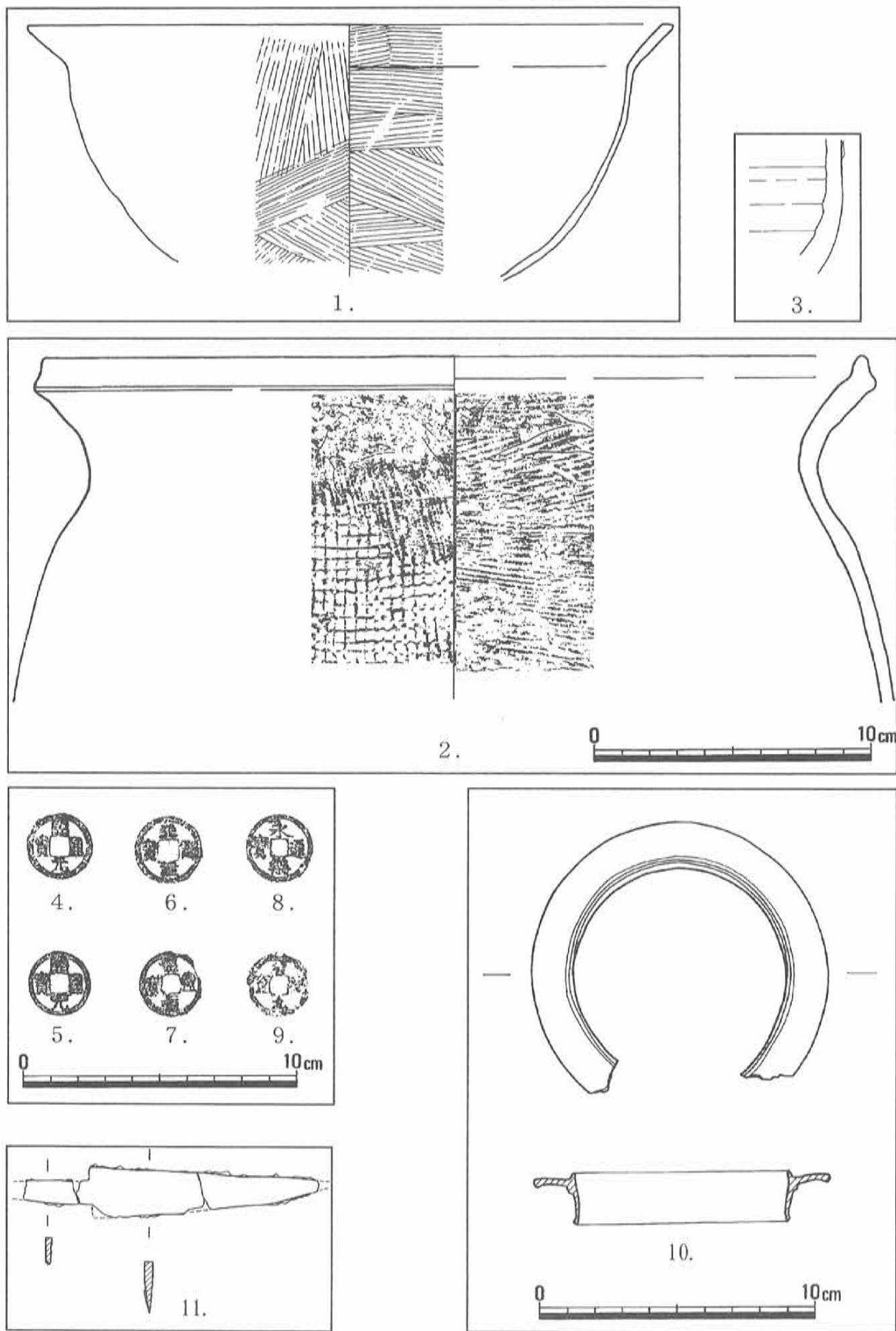
平坦地16の西側に位置する。斜面を断面L字状に削り、長方形の平坦地を作り出している。長1.0m、幅3.9mを測る。平坦地15との比高差は約1.3mである。

平坦地18 (第19図、図版12)

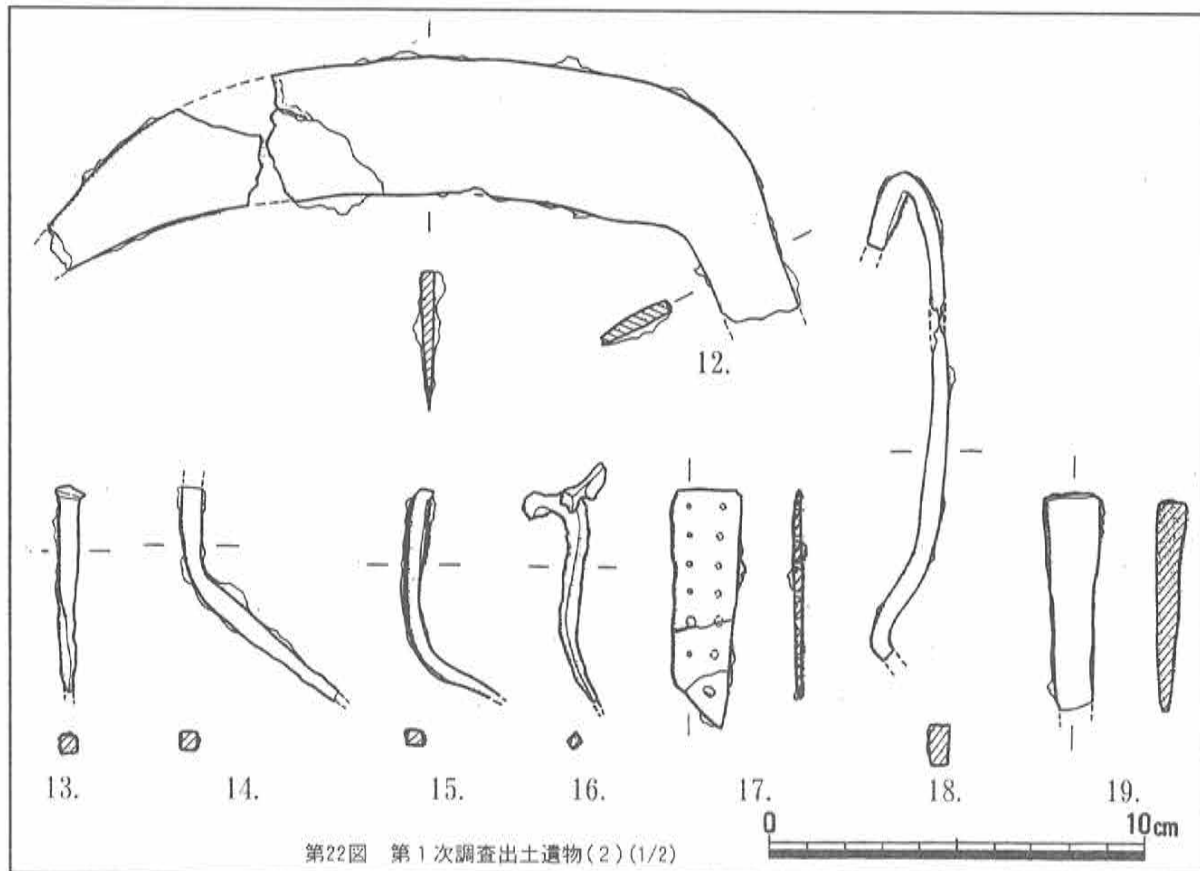
平坦地17の南西下方に位置する。斜面を断面L字状に削り、半月形の平坦地を作り出している。長1.4m、幅3.6m以上を測る。丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。平坦地15との比高差は約1.0mである。

平坦地19 (第20図、図版12)

平坦地18の西に位置する。斜面を断面L字状に削り、半月形でやや小振りの平坦地を作り出している。長1.2m、幅2.5m以上を測る。丘陵斜面に位置しているため、山側の輪郭が弧状を呈する。平坦地18との比高差は約0.7mである。



第21図 第1次調査出土遺物(1) (1/3、2/3、1/2)



第22図 第1次調査出土遺物(2)(1/2)

(遺物)

遺物の出土量は、中世山城という遺跡の一般的な傾向と同様に少ないといえる。遺物出土状況を概観すると、プライマリーな出土状況を示すものはほとんどなく、また層位的にとらえることもできなかった。

土器

(1)は土師質の土鍋である。平坦地13で出土している。室町後期に比定できる。(2)は須恵質の壺形土器である。調整は勝間田焼に類似しているが、別種の焼き物の可能性がある。室町後期に比定できる。(3)は備前焼の壺の底部付近である

表1 第1次調査出土土器観察表

番号	器形	口径(cm)	器高(cm)	手法の特徴	出土場所	備考
1.	土師質土鍋	34.6	(13.5+α)	内外面縦・横位の刷毛目	平坦地13	外面にススが付着
2.	須恵器壺	30.5		外面体部格子目タタキ、頸部縦位の刷毛目。内面同心円のタタキ後横位の刷毛目	郭2～3間の屋根周辺	
3.	備前焼壺			外面自然釉	平坦地11	

金属器

銅製品は銭貨(4～9)と用途不明青銅製品(10)がある。(4)～(8)は郭3～郭4の間の丘陵鞍部でまとまって出土していることから、所謂さし銭の状態であったと思われる。

(4)と(5)は開元通寶(唐銭、初鑄966年)、(6)は天聖元寶(北宋銭、初鑄1023年)、(8)は永樂通寶(明銭、初鑄1408年)、(9)は祥符元寶(北宋銭、初鑄1008年)、(7)は不明である。なお、(9)は郭2の南斜面で出土している。(10)は、外径10.6cm、内径7.6cm、厚さ0.2cmのリング状を呈する。リングの外縁を肥厚させたうえ端面を丸く仕上げている。

中央の穴は筒状になっていて、上下にそれぞれ2mmと17mmほど立ち上がっている。長い方の立ち上がり部はバリが残っている。飾り金具の一種であろうか。平坦地10から出土している。鉄製品は刀子(11)、鉄鎌(12)、鉄釘(13～16)、小札(17)、不明鉄器(18～19)がある。刀子は平坦地13で出土している。鉄鎌は通路状遺構1、小札は平坦地4北側尾根上で出土している。鉄釘は、断面は形の角釘である。主に平坦地4と平坦地11で出土している。(18)は取手のような形状である。平坦地16で出土している。(19)は、断面長方形でくさびのような形状である。平坦地4北側尾根上で出土している。

2. 第2次調査

第1次調査地点の南の丘陵尾根先端部に位置している。この丘陵は羽庭城での最高所あたり、尾根の幅も他と比較して広い。こうしたことから、この地点は羽庭城の中心的な縄張り思われる。

(遺構)

平坦地1 (第22図、図番15)

標高241.5mに位置する。丘陵尾根を方形の土壇状に削り出して平坦地を作り出している。現状では、東西8.2m、南北5.9mを測る。北西隅は後世の攪乱により削平されている。床面からは柱穴等は検出できなかった。

平坦地2 (第22図、図番15)

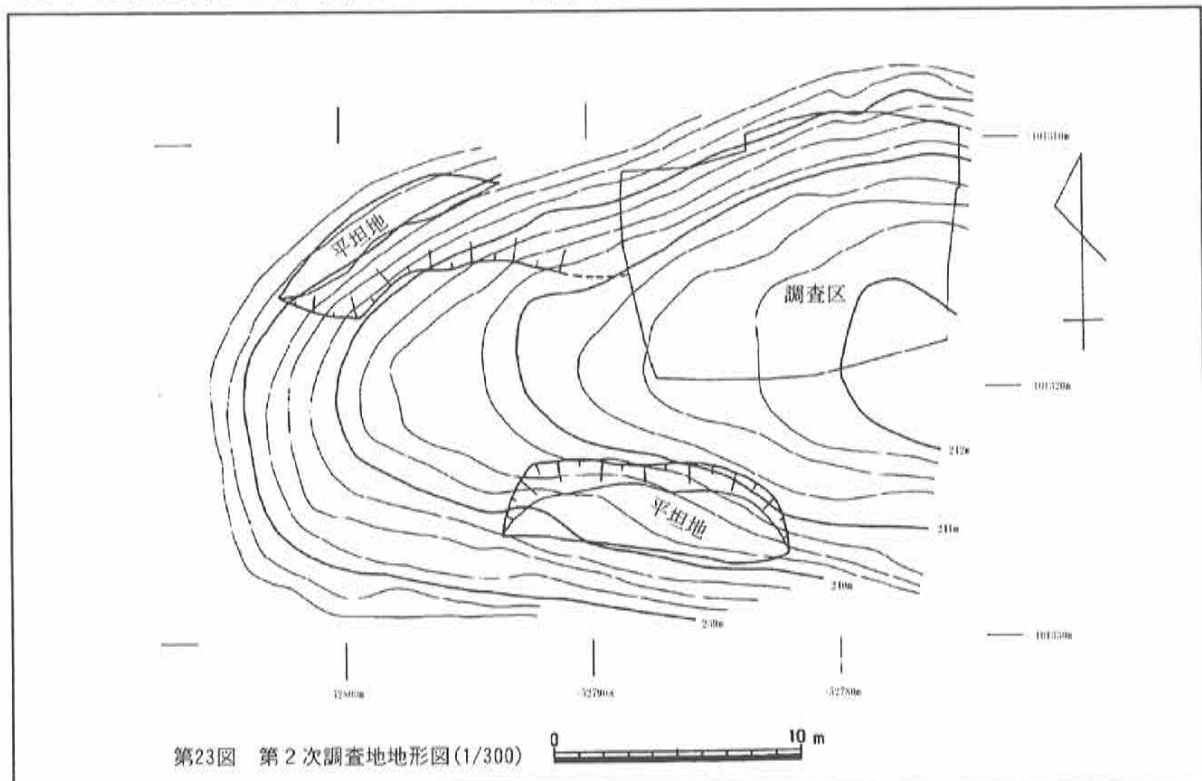
平坦地1の西隣に位置している。一部のみの調査ではあるが、丘陵尾根を削りだして平坦面を作り出している。やや西側に傾斜している。平坦地1との比高差は0.4mである。

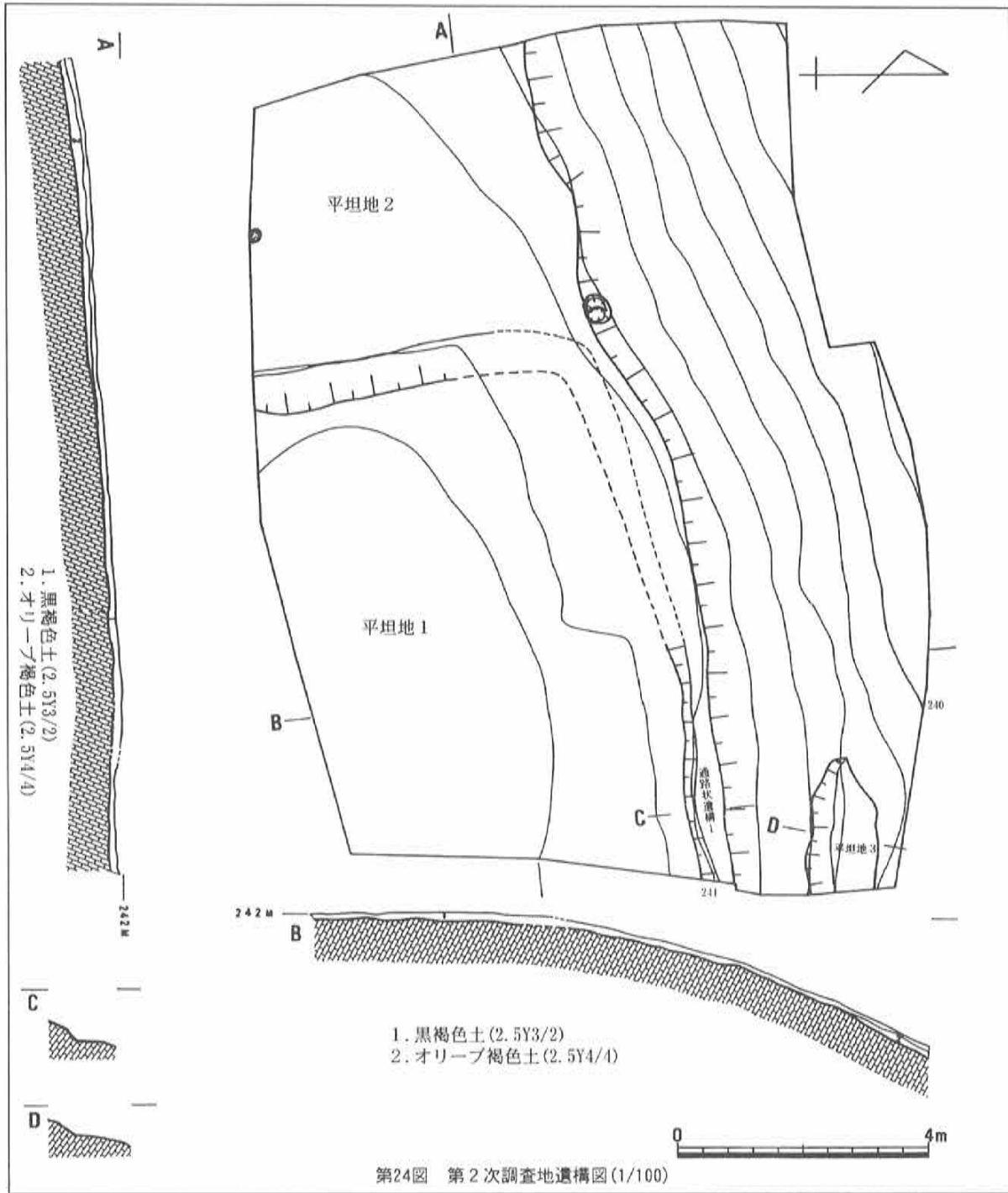
平坦地3 (第22図、図番15)

平坦地1の北側斜面を削りだして半月状の平坦面を作り出している。西半のみを調査した。現状では長2.1m、幅1.2mを測る。床面はやや北側に傾斜している。平坦地1との比高差は1.5mである。

通路状遺構1 (第22図、図番16)

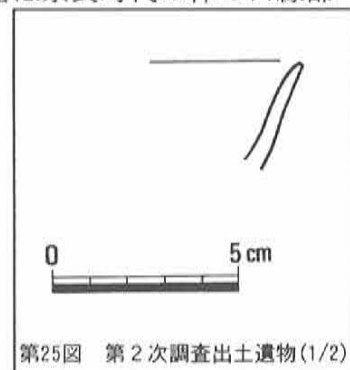
平坦地1の長辺北側を通り平坦地2に取り付く。西側が攪乱を受けているため不明瞭であるが、推定長約8.8m、幅約0.3~0.4mを測る。





(遺物)

平坦地 2 の表土中から須恵器が出土したのみである。この須恵器は奈良時代の杯の口縁部と思われる。羽庭城に先行する遺物である。



IV. ま と め

今回の調査は、羽庭城の縄張りのごく一部を対象としたものであった。したがって、調査によって得られる知見も限られたものとならざるを得ない。また、この種の遺跡通例として、遺物が少なく築城時期やその後の変遷について不明な点も多い。ここでは、今回の調査の成果を中心に羽庭城の性格と築城に関する若干の考察をおこないたい。

羽庭城は、周辺の急峻な山上に立地する大寺畑城や小寺畑城あるいは陣山などに比べ、著しく低い丘陵に立地する。また、堅堀や畝状堅堀等の防御施設が少なく、防御に対する配慮があまりない。このような特徴は一般的な山城と比較して、立地や施設面で劣り、難攻不落を理想とする中世山城にとって、かなり不利な状況であるといえる。

こうしたことから、羽庭城は、長期にわたる駐留を意図したものではなく、大寺畑城や小寺畑城攻略の際に攻め手側が陣を敷いた、いわば陣城あるいは付城といった性格の山城と考えるべきであろう。また、羽庭城の縄張りの特徴として、平坦地の規模が一般的な山城にくらべ、かなり小さいことがあげられる。これらは、尾根上に立地するものと、斜面に立地するものがあり、後者には、平坦地13のように明らかに生活の痕跡を持つものがある。羽庭城の場合尾根自体が狭く、広い平坦地を造成することができなかつたために丘陵の斜面を利用したものであろう。その際、急斜面であるために、小さい平坦地を多数作り出したものではなからうか。いずれにせよ、こうした調査例はあまりなく（註2）、当時の陣城の築城技術を知るうえで注目される。

つぎに、文献資料から羽庭城について考えてみたい。羽庭城に関する直接的な文献資料はなく、現状では築城の経緯やその後の推移については不明である。そこで、出土遺物から考えられる室町時代後半期を中心に、周辺の山城（特に大寺畑・小寺畑城）との関わりの中で羽庭城の歴史を考えることは有意義であると思われるので、すでにII章で概観しており、一部重複することになるが、あらためて検討することとする。

赤松・山名の美作国守護をめぐる争いの時期、つまり南北朝期から16世紀初頭にかけては、久世町の山城に関する記録自体がほとんどない。わずかに、正平16年（1361）に、当時赤松貞職の属城であった篠向城を山名時氏父子が攻撃したことや（註2）、文亀年間（1501～1503）に山名右近亮が守備する篠向城を三浦氏が攻撃したことなど（註3）があげられる程度である。これらから分かるように、この時期はあくまで篠向城の攻防を中心とした記録のみであり、羽庭城を含め久世町内の他の山城の存在が不明確である。

その後、天文年間に高田城主の三浦氏が当該地域の覇権を確立（註4）した後も、再三、尼子氏や毛利氏あるいは宇喜多氏といった戦国大名が作西に侵攻しているが、三浦方の将が在番していた大寺畑・小寺畑城を巡る戦いの記録ほとんど見られず、初めて文献に現れるのは、天正3年に寺畑城を攻略するために宇喜多勢が多田山に陣を敷き、逆に三浦勢がこれを退けた記録である（註5）。多田山は、現在の久世町大字多田の北に位置する山塊のどこかだと思われるが、その際、西に隣接する山塊に立地する羽庭城にも陣を敷いた可能性がある。なお、寺畑城自体は、同年中に毛利勢により落城している（註6）。その後、天正7年から8年にかけて、宇喜多氏と織田氏が手を結んだことにより、毛利氏が美作に侵攻し、再び寺畑城が落城している（註7）。

このように見てくると、羽庭城が築城又は利用された時期は、ある程度想定されるものの、明確にし得ないことがわかる。いずれにせよ、羽庭城の築城そのものは、戦国時代に於いて群雄間の草刈場となった美作地方の過酷な歴史そのものであったといえる。

註

(註1) これらの平坦地は、尾根筋の南側に集中する傾向にある。また、通路状遺構の北側に柵列が作られる事例があるなど、大寺畑・小寺畑城を意識した縄張りとなっている。

(註2) 『太平記』巻36

(註3) 『作陽誌』大庭郡山川部篠向城条

(註4) 尼子晴久袖判三浦氏知行分書立「石見牧家文書」(『広島大学文学部紀要』第55巻特輯号2 1995年 所収)

(註5) 天正3年正月27日付牧菅兵衛宛三浦貞広書状『作陽誌』所収

(註6) 『作陽誌』大庭郡山川部高田城条

(註7) 天正8年3月18日付大多和惣兵衛宛毛利輝元書状『萩藩閥閥録』巻123所収

V. 美作西部における戦国期の経緯について

美作国西部における合戦については、古くは14世紀、正平16年(延文6年、1361)に伯耆から侵入した山名時氏父子が美作国守護赤松貞職の属城、高田・篠向城などを攻撃した(註1)という記録も残り、以降も山名・赤松両氏の抗争が繰り返行われたとされている。

応仁元年(1467)に勃発した所謂「応仁合戦」の後、赤松氏の領国となっていた美作国においても戦争状態が慢性化し、戦国の時代の幕開けとなっている。文明11年(1479)頃から開始されたとされる山名氏の美作国奪回は、同15年の備前国の松田元成の赤松氏からの離反など赤松氏被官の混乱によって播磨・備前・美作国の三か国のほとんどを手中に収めた。しかし長享2年(1488)7月、今度は赤松政則勢が山名氏の内紛に乗じて播磨・備前・美作国へ侵入し、浦上伯耆守を院庄に置いたとされる(註2)。当時、真島郡高田庄を本拠としていたとみられる三浦貞連(註3)も赤松氏に属したと考えられる。前年9月には足利義尚の六角征伐に際して奉公方の第五番衆に属し近江に出陣し(註4)、また周辺地域を積極的に代官請けしてこれを押領したり(註5)、文亀年間には篠向城を攻略し城主山名右近亮を逐うなど近隣領主を攻撃したり(註6)と、その積極的な活動をもって美作国の戦国史上に登場する。貞連は永正6年(1509)に没し子の貞国が相続(註7)、父の所領拡大を引き継いで大庭郡久世保(現久世町)を押領したこと(註8)などが知られている。天文末年に三浦氏の本領として認識されていたのは「高田荘并草賀部村、久世保、大庭保惣領分、真島荘、古見・田原、赤野郷、垂水郷、関・一色、月田、井原郷、美甘新荘・本荘」であり(註9)、不明な点が多いが、美作国内外の紛争に乗じて貞連・貞国父子が作西地域における、三浦氏の支配基盤を確立したといつてよかろう。

永正15年(1518)、赤松義村と美作国守護代であった浦上村宗が対立、翌々17年3月に義村は小寺則職を派兵して中村五郎左衛門尉の拠る岩屋城を攻城したが、10月6日村宗により則職は討死した(註10)。義村は室津に幽閉され、大永元年(1521)9月17日暗殺され、ここに播磨・備前・美作国の実権は村宗のものとなっている。

享祿5年(1532)5月、出雲の尼子詮久は備中を経て美作国へ侵入し高田城を攻略、備中の国人等を在番として置き(註11)、9月には詮久の将三好安芸守が美作東部へ進出したという(註12)。そして翌天文2年12月には国内二宮の社人給領の免除を行う(註13)など、以降しばらくはその在番支配が続けられたと見られ、次いで同8年12月にも国内寺社の諸役免除が繰り返し安堵されており(註14)、同9年8月の詮久による安芸毛利氏を攻めに美作の国人も従っていたという(註15)。

しかしその後程なくして美作地域は備前の浦上氏の支配下となったようで、同13年11月には尼子国久・誠久・尊久父子と川副久盛・森脇長門守等の軍勢5千が美作国へ侵入、高田、篠吹、伊王山(祝山か、津山市吉見)等3か城を落城させ出雲に帰陣したとされる(註16)。詳細は不明ながら以降も三浦氏は当地での支配を続けており、三浦貞国の子貞久は同14年春、真島郡上河内村(現落合町上河内)の円融寺を再興、またこの頃同地の王子権現社に社田を寄進、翌15年10月には真島郡見明戸村(現湯原町見明戸)の八幡宮を建立するなど(註17)の活動が知られている。

同16年、尼子晴久と改名した詮久は再び、備中から美作国へと宇山久信を将として軍勢を侵入させ、国境近い阿賀郡皆部(現北房町皆部)での合戦で三浦方の牧菅兵衛尉を討死させる(註18)など、次第に高田城の包囲を狭めていった。翌17年9月16日貞久は病死、これ

に乗じて宇山久信は高田城を落城させたとされている(註19)。

貞久の弟で岩屋城(現久米郡久米町中北上)へ居城していた大河原貞尚は、尼子晴久に願ひ12月16日、貞広の子三浦才五郎への所領安堵を受けた(註20)。貞尚は新宮党尼子国久の婿となり、その領国支配に対して積極的に関与することで、国人の保護と領国の静謐を保とうとしていたようである(註21)。

晴久は同21年4月2日に美作国など6か国の守護に補任された。彼は再び美作国へと勢力を伸ばしつつあった備前の浦上宗景に対して、翌22年3月中旬に出陣、真島郡高田で宗景の軍勢1万と合戦、これを退け播磨へと侵入したとされ(註22)、同年10月には備前にあった宗景の兄政宗と交戦、次いで翌23年正月まで宗景の拠る天神山城(和気郡佐伯町)を攻城した(註23)。また、この年8月には国久の子尼子誠久が、尼子晴久の再興後再び焼失していた大庭郡布施庄の大森大明神社殿を再建しており(註24)、当時の美作国備前・播磨両国攻略の足掛かりとして比較的その支配は安定していたようである。

同23年11月1日、尼子晴久は毛利氏との内通を口実に新宮党を誅殺し、新宮党の権力が浸透していた美作においても代官による直接支配を実現した。晴久は浦上政宗と和議を結び(註25)、政宗は宇喜多大和守等を以て同24年9月に弟浦上宗景方の高月城(現山陽町河本)を攻城するなどしている(註26)が、結局戦果を得ることはできなかったようである。晴久は新宮党滅亡後の西美作には宇山誠明を置いたが、国人間に根強い不信が起こり、次第に尼子氏支配から脱却しようとする動きが強くなっていったようである。弘治2年(1556)の化生寺の玉藻前神像、翌3年の美甘八幡宮の石鳥居、草加部八幡社の造立など誠明によって頻繁に行われ(註27)、また永禄2年(1559)4月に晴久によって行われた中山神社(津山市一宮)の再建立も、天文末年に起こった苫田郡域の一揆の蜂起が遠因とされていることから(註28)そうした不信感を解消しようとする行動の一環とみてよいであろう。

永禄2年(1559)3月、高田衆等は大河原貞尚の援助を受け蜂起、高田城麓の旭川西岸に陣して攻城を開始したとされる。川中で金田弘久が溺死するなど困難を伴った攻城ではあったが、尼子氏の代官宇山誠明を駆逐、出雲で人質となっている三浦才五郎貞広に替わりその弟貞勝を擁立した(註29)。この背後には、美作国の奪回を狙う浦上宗景があったと見られ、同3年5月に起こったとされる、後藤勝基を中心とする三星衆の尼子氏離反(註30)も同様の原因に拠るものと考えられる。ちなみに尼子晴久は同年12月24日に没し、その子義久が家督を相続している。

備中の国人領主三村家親は毛利氏に属し、同4年4月6日、庄高資の拠る松山城を落城させ入城、6月には月田の尾頸で合戦を行う(註31)など美作への進出を企図した。同5年8月6日毛利元就の子隆元が備中国守護に任ぜられた後、家親は11月に大河原貞尚の拠っていた岩屋城から城兵を撤退させ、次いで12月には高田城へ侵攻、三浦貞勝を自刃に追い込ませた(註32)。高田衆は牢人し、貞勝の室も備前(一説には備中)へ逃れ、後に宇喜多直家に召し出され秀家を生むこととなる(註33)。

西美作を制圧した家親は東美作へも侵攻、同6年5月24日には浦上方の後藤勝基及び浦上宗景の被官等が籠城する三星城下、入田(現美作町入田)で合戦となったが、敗退し撤退している(註34)。しかし詳細は不明ながら勝基も毛利方に属し、江見久盛等を除いて美作の領域ほとんどに三村氏の支配が浸透することになった。同年末に家親は美作等の国人に伯耆への出勢を促し、出陣(註35)して以降、尼子勢の拠る大江城を攻略する(註36)など活躍を見せている。

同8年、次第に備前東部へと進出してきた備中勢に対し浦上宗景は、被官の宇喜多直家を派兵して明善寺城(岡山市沢田)を急襲、根屋等を討ち取った(註37)。次いで5月1日には備中勢が籠もる龍口城(岡山市段原)を攻撃、一時は三丸にまで侵入したが、城兵はよく持ちこたえ浦上勢は撤退を余儀なくされている(註38)。この報を受けた家親は、伯耆国から急遽帰陣、出雲富田城に拠る尼子氏の路地留めを行うとともに、浦上氏に対する牽制のために美作国へ駐屯する(註39)。対して宗景は直家に命じて備中方面への攻略を進め、更に8月には美作牢人衆と共に美作の沼元構(現久米南町下二ヶか)を取り詰め、家親の後詰を促し、出勢してきた家親と周辺地域において合戦を繰り返すことになった(註40)。

しかし10月には尼子方の江見久盛の拠る倉敷城が落去、落城後の11月27日も久盛は三星衆と妙見口で合戦し奮闘している(註41)ものの、久米郡における合戦は年を越しても決着はつかず、戦況は次第に浦上勢が押され気味となったようである。

こうした戦況の不利に焦燥した宇喜多直家は2月5日、美作国興善寺に在陣していた家親を鉄炮で狙撃、暗殺することで辛うじて備中衆を備前から駆逐することに成功する(註42)。こうした情勢に対し尼子義久は、高田衆の働き次第では、出雲に在身している三浦貞広を高田城に入城させてもよいと江見久盛の奉行衆に書き送っている(註43)。家親の死によって美作国は再び尼子・浦上・毛利両氏の領国が入り組んだ状況になっていたが、9月には高田衆も三浦貞広を、大河原貞尚の後見付きで擁立、所領を回復したようである(註44)。

所領を回復した高田衆であったが、11月28日に尼子義久等が毛利氏に降参、富田城を退いたことから、美作における権力の均衡は早くも崩れた。翌10年に入り、松田氏の被官伊賀久隆を擁する加茂衆や、毛利氏に属した芦田秀家を擁する岩屋衆等は、高田衆の所領へと侵入を開始した。対して高田衆は、加茂衆の由井宗四郎と備前・美作境(註45)で、岩屋衆とは7月に神上城(真庭郡久世町檜東)下(註46)で、次いで神森(現久世町目木)(註47)などにおいて合戦を繰り返し次第に所領を狭めていった。10月の笠松(津山市下田邑・新田)における合戦では岩屋衆と小田草衆などにより備前勢が大敗、美作から撤退(註48)するなど戦況は更に不利となった。岩屋衆は翌同11年には篠向城下へと迫り(註49)、ついには高田衆中から金田源左衛門を初めとして多くの離反者を出し高田城は落城、2月19日には貞広の祖父という貞盛が自刃した(註50)。落城後の高田城には牛尾太郎左衛門・足立十兵衛・国衛隠岐守等毛利氏の在番衆が入城し、西美作国の経営に当たったという(註51)。

この時三浦貞広は月田庄などいくつかの所領を安堵されたようである(註52)。美作牢人衆は毛利氏の拠る高田城攻めを繰り返したとされ、対して毛利氏は更に香川光景・広景父子を籠め置き、在番体制の強化を行っている。

同12年6月、毛利氏の九州出陣の隙に乘じ、隠岐で尼子勝久が蜂起した。これに呼応して、美作国の牢人衆も7月、篠向城を攻め取り入城し、高田城にあった毛利勢と対峙した。三浦氏の被官牧尚春は、豊後の大友宗麟等とも結び、毛利氏の挟撃を図ってもいた(註53)。当時高田城には尼子氏の旧臣が多く在番しており、牢人衆は彼らを通じて城内からの蜂起を工作し動揺をねらったが失敗、10月に牢人衆は牧管兵衛尉・玉串監物を主将に、備前からの支援を受けて高田城下へと出勢、合戦を行った(註54)。当時宇喜多氏は備前西部を所領とする松田氏を逐い金川城へ滞在しており(註55)、毛利勢の東進を阻むために隣領である美作へ出勢したものであろう。10日5日、牢人衆は伏兵を用いて初戦を制し、翌6日には高田城麓の大門際まで侵入したが、城兵側の伏兵にかかり玉串監物が討死、撤退を余儀なくされている(註56)。

以降も暫くは毛利氏の在番による一円支配が続いたようである(註57)が、元龜元年(1570)、高田衆は亀井鹿介の援助を受けその所領を回復、再び三浦貞広を擁立したとされる(註58)。

数年に亘った浦上・宇喜多氏と毛利氏による紛争も同3年、足利義昭の調停により講和に至ったが、当時既に浦上宗景と、それまで宗景の被官として行動してきた宇喜多直家との間に、亀裂が入り始めていた(註59)。直家はこのころから従来の三郎左衛門尉という名乗りを改め和泉守と自称(註60)、天正元年(1573)には岡山平野中央部である岡山城へと移動した(註61)とされ、より自身の独立性を高めていった。対して宗景は同年に上洛、義昭から備播作3か国の守護たる朱印状を与えられており、ここに直家と宗景両者の衝突は避けることは困難な事態となるに至った(註62)。

同2年3月、宇喜多直家は浦上政宗の遺児久松を擁立、毛利氏側へ帰属することにより、旧主でありかつ備前国守護となった浦上宗景への敵対を表明した(註63)。対して宗景は美作国の三浦貞広、後には備中国の三村元親の協力も求め、直家の挟撃を企図した(註64)。7月8日には浦上勢が小松城(久米郡久米南町下二ヶ)を攻撃、城に拠っていた沼元彦右衛門尉・与太郎父子がこれを退ける(註65)など、美作・備前両国における合戦が展開された。

美作国西部へは同年末に宇喜多方の浜口家職率いる岩屋衆が侵入、篠向城に拠った後、翌3年に多田山に布陣して寺畑城を攻略しようとした。対して牧菅兵衛尉等を初めとした高田衆は、1月22日多田山を夜討し一度は敵兵を退け(註66)、3月16日には伊賀久隆を擁する加茂衆の拠る真木城へ出兵、これを破る(註67)など積極的な行動を続けている。

しかし6月の三村氏滅亡に乗じて毛利側の小早川隆景が侵入、寺畑城は落城、一時は牧尚春が捕虜となる事態も発生した(註68)。次いで高田城も包囲され、8月には天神山城も落城し浦上宗景は小寺政職を便り播磨へ撤退(註69)。牧兵庫・菅兵衛尉父子は久米郡倭文庄を本拠とする国人領主江原久清を通じて宇喜多直家に和平の仲介を依頼、9月11日高田城主三浦貞広は毛利側に城を明け渡して下城することで結末した。以降、高田城には毛利方の楢崎元兼が在番、寺畑・篠向城などには宇喜多方の国人が在番し、それぞれを領有することになる(註70)。三浦貞広はこの後播磨国林田で病死したとされ、その被官牧尚春等は尼子勝久に同心し、播磨の上月合戦に参陣していたようである(註71)。

同5年以降、宇喜多直家は播磨に出兵するなど織田信長と対決の姿勢を続けるが、反面その情勢を鑑み、上月合戦にも病気を理由として自身は出陣しないなど、傍目にも不明確な態度をとり続けつつ、早くから播磨にあった羽柴秀吉と交渉を進めてもいた。そして直家は同7年9月、ついに信長へ赦免を願い出た。これは羽柴秀吉の独断工作であったため信長の不興を買ったが最終的には許され、10月晦日には御礼に直家の養子元家が名代として、摂津古屋野(現兵庫県伊丹市昆陽)の織田信忠の陣所まで参上している(註72)。

これを知った毛利氏は美作国から宇喜多氏の領国への侵入を開始し、12月には安芸の杉原盛重が山内地方(現湯原町一帯)に侵入、湯山城(現湯原町湯本)を攻めたが浮田平右衛門等の籠城勢はこれを退けた(註73)。一方で毛利勢は備中川を伝って四畝(北房町上水田)、飯山(落合町関)、梅森(現同町上山)等の城を攻略して在番を置き、寺畑城(現久世町久世)に対する布陣を取った。対する宇喜多勢は篠向城の普請を進め、侵攻に対する防備を固めている(註74)。翌2月9日に小早川隆景と吉川元春の両勢による攻略が開始された。宇喜多勢も後巻に出陣してはいたが、毛利氏の堅い包囲によりついに果たされず、12日には小寺畑城が、次いで大寺畑城が落城、籠城勢は篠向城へと撤退した(註75)。後巻を失敗した宇喜多勢は3月、毛利氏に帰属した竹内善能等堺和衆の攻略を開始(註76)し、毛利勢の備

前国侵入に対しても直家は3月13日に辛川(現岡山市辛川)でこれを破った(註77)。閏3月には直家自身美作国に出陣し、三宮(現旭町西坪和)、一ノ瀬(旭町栃原)両城を落とし、竹内為能等の拠る高城を包囲、8月落城させている(註78)。次いで9月に祝山城(津山市吉見)攻城を開始し、また篠向城に宇喜多方の明石行雄が出張し普請を行う(註79)など美作国において合戦を繰り返している。しかし高田に在陣していた毛利輝元が11月4日二山城(久世町余野下)まで出陣、宇喜多方の岩屋城への「向」の城、毛利方の葛下城(鏡野町山城)への「伝」の城として高仙城(久世町余野下)を普請させる(註80)などして祝山城への補給路、及び美作国内での戦略拠点の整備を進めた。結果宇喜多勢は次第に劣勢となっていき、篠向城、宮山城も落城、翌9年6月25日には毛利方の中村頼宗が大原主計助等と共に岩屋城を落城させ、浜口家職を討取って入城した(註81)。これをもって美作国はほぼ毛利氏によって制圧されることとなった。

次いで備前へも小早川隆景が備中より侵入し、9月宇喜多氏から離反した伊賀家久と共に、西部への押さえであった忍山城(岡山市上高田)を攻囲した。しかし11月、直家は病が再発し回復は困難と報じられている(註82)ように、忍山城への援兵も叶わず間もなく落城、直家も年内に死去したようである。その死は秘匿されたが、当時美作で行われていた大庭郡中村(現落合町中)の月沢城での合戦の陣中にも間もなく伝わっていたことが知られているように、死去の事実は急速に近隣へと広まっていった(註83)。その死が公表されたのは翌10年正月9日のことである。

2月に入って宇喜多勢は児島へと渡海し、喉元にまで迫った毛利勢に対し軍事行動を展開しているが、2月21日に偶発した八浜合戦で宇喜多元家は討死、宇喜多勢は岡山へと撤退せざるを得なかった(註84)。宇喜多氏から窮状の報告を受けた羽柴秀吉は3月26日に姫路を出陣、備前へと入国した。その際各地に禁制を3か条からなる発給しており、当地方においても「かし村さいしやう小屋」に宛てたものなどが知られている(註85)。

高松合戦での秀吉の勝利の後、毛利氏は美作国への在陣を続け、宇喜多氏と合戦を継続して行っている。翌11年6月、宇喜多勢は沖構(鏡野町円宗寺)を攻城して毛利方の中村頼宗等と合戦、花房職之は陣所を焼き払われたりしたものの籠城兵を逐い、芦田右馬丞・作内等を籠め置いた(註86)。毛利方で高山城(矢筈城、加茂町山下)に拠っていた草刈氏に対しても8月8日、因幡から織田信長の家臣荒木(木下)平太夫が侵入し因幡口で合戦、備前からは川端氏等備前衆が石米・佐良山両城を取り付けたため18日に石米山下と佐良山口で合戦を行い、備前衆を撤退させる(註87)など緊迫した状況が続いた。

翌12年2月、先年から行われていた、毛利氏と羽柴秀吉による講和交渉がようやく落着し、備中川(現高梁川)をもって宇喜多氏の領国境としたため、宇喜多領国内にあった多くの毛利方の国人は毛利氏の領国へと退去した。高田城に在番していた榑崎元兼の後には、三浦貞勝の子で秀家の義兄弟的な立場にあった三浦桃寿丸が城主となり、大庭・真島郡一円の三浦氏旧領を所領に、また、篠向城を中心とした大庭郡の一部は江原久清・親次父子の所領に、宮山城を中心とした真島郡の一部は市三郎兵衛の所領となった考えられる(註88)。

しかし岩屋城に在城していた中村頼宗は撤退に強く反発、岩屋城に籠城し徹底的な抗戦の構えを見せた。このため3月、宇喜多氏は花房職之を軍奉行に出勢し4か月に亘る攻城を開始、籠城兵も敵陣を襲撃するなど徹底的に抵抗したが、当時備後鞆浦にあった足利義昭の執り成しで講和となり7月18日開城、頼宗等は撤退した(註89)。ここに美作国を含めた宇喜多氏領国内における争乱は終焉する。以降大規模な合戦は行われることはなかった。

桃寿丸は同13年に上洛した際、地震による屋敷の倒壊で圧死したとされ、三浦氏による知行は短い期間で終了するに至ったようである(註90)。桃寿丸の死後、彼の所領は宇喜多氏の蔵入地となり、牧尚春の三男である牧家信が代官となった(註91)ようで、その後間もなくして服部勘助に交代したことが確認されている(註92)。

当時美作国においては未だ国人領主の多くが旧来のまま在地していたと見られ、宇喜多氏がいわゆる太閤検地や家臣団の兵農分離による再編成など豊臣政権の施策を模倣、貫徹し得なかった大きな要因となっていたようである。従って文禄3年(1594)の花房職之の出奔(註93)、朝鮮出陣中における原田忠佐の改易(註94)、慶長3年(1598)に釜山で陣没した江原親次の処分(註95)等、文禄・慶長の朝鮮出陣の過程で処分された国人領主の過酷な処遇は、まさに旧国人領主層の解体と秀家の直臣団整備に主目的があったと考えられる。

当地域の例として江原氏について挙げれば、慶長3年(1598)5月17日に江原親次が朝鮮の釜山で陣没後、9月9日には親次の被官牧宗兵衛に宇喜多秀家から改めて知行地を与えられ直臣に加列(註96)、また同日付けで戸川達安へ「作州山内・高田近辺」5,100石を、達安の組土岡市丞に高田城領1,000石を、また明石守重へ14,000石が預けられた(註97)如くである。些か強引な方法ではあるが、かくして宇喜多氏は『宇喜多家分限帳』に見られるような集権的な家臣団編成を確立させていったと見られる。

しかし、こうした強政策に対し、家臣の中にも反感を持った者も多く現れるようになる。

同5年正月、宇喜多左京亮等は故長船紀伊守の用人寺内道作を殺害、中村次郎兵衛を逐った。激怒した秀家に対して彼らは大坂玉造に籠もり抵抗、領国でも家臣70人が退散するなど大事件に発展した。徳川家康の仲裁で事件は落ち着いたものの、重臣の戸川達安が宇喜多家から離反するなど問題を多く残した結果となった(註98)。同年9月の関ヶ原合戦に宇喜多秀家は西軍に属し敗戦。小瀬中務等岡山城への籠城勢も、東軍に属した戸川達安、岡越前守、花房職之、宇喜多左京亮による接收にやむなく城を明け渡し、宇喜多氏による領国支配は終わりを告げた(註99)。

宇喜多氏に替わって慶長5年10月、備前・美作国の領主となった小早川秀秋は、東西の押さえとして高田城に秀秋の陪臣とされる木下斎之助を、倉敷城に木下勝助・萩原竜浦等を置いた(註100)が、同7年10月18日に病死、嗣子なく断絶した。

秀秋没後、美作国には森忠政が入部し津山城を築城、高田城には各務四郎兵衛、次いで大塚氏が、倉敷城には細野左兵衛、次いで忠政の叔父森可政に預けられている(註101)。しかし冬・夏の両大坂陣を経て所謂一国一城令の施行、また事実上領国内の軍事拠点が不要になってきたことから、津山城を除く両城は麓の陣屋機能のみ残されることとなった。

それは当地域において城郭が事実上存在の意義を失ったということであり、そして「戦国」の時代の完全な終焉であったと言える。

註

- (註1) 『太平記』巻36「山名伊豆守落美作城事、付菊池軍事」
 (註2) 『蔭涼軒日録』長享2年7月・8月条
 (註3) 三浦氏はいわゆる西遷御家人で、美作国真島郡高田庄(現岡山県真庭郡勝山町一帯)の地頭職を継承していたとされるが不詳である。
 (註4) 『長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座当時在陣衆着到』(『群書類従』雑部所収)
 (註5) 『蔭涼軒日録』長享2年9月条。塩湯郷代官職を所望したり、建部庄見明戸代官職に任じられたりしている。
 (註6) 『作陽誌』大庭郡山川部篠向城条。また同書には、文亀年間の貞連による真島郡神村神林寺造営も記録されている。
 (註7) 同書、真島郡山川部高田城条所掲「三浦氏十三世家系」
 (註8) 大永6年12月16日付け室町幕府奉行人連署奉書(一色家文書、『岡山県史』編年史料2083号、以下『県史偏年』)
 (註9) 「石見牧家文書」62号文書、尼子晴久袖判三浦氏知行分書立(『広島大学文学部紀要』第55巻特輯号2「岡山県地域の戦国時代史研究」)
 (註10) 「本堂汗之記文」(『県史編年』2068号)、「古代取集記録」(同、2069号)など。
 (註11) 『東寺百合文書』(享祿5年)5月14付け、(天文2年)6月23日付け新見国経書状(東寺百合文書さ函157号、ヤ函215号、『県史』家わけ史料、以下『県史家わけ』)。ちなみに「十三世家系」で同年7月9日に、高田城主三浦貞国が死亡したとされるのも、尼子氏の美作侵攻に関連するとしてよいだろう。
 (註12) 『美作古城記』『東作誌』。
 (註13) 天文2年12月27日付け尼子詮久判物(美作岡田文書、『岡古』第3輯)
 (註14) 天文8年2月13日付け尼子詮久判物(美作木山寺文書、『岡古』第2輯)
 (註15) 『安西軍策』(『改訂史籍収攬』通記第32)巻第1「尼子発向吉田之事」
 (註16) 同、巻第2「尼子紀伊守陥美作之諸城事」
 (註17) 『作陽誌』大庭郡寺社部など
 (註18) 天文16年10月20日付け三浦貞久判物(『作陽誌』大庭郡山川部)
 (註19) 「城主次第」(勝山町下岩牧家文書)、「十三世家系」。前者はその内容から、後者に「牧家譜」として見える記録と同一であろう。前者ではこの事件は天文13年8月としているが、前者を基礎に作成されたと考えられる後者では、貞久が病死年月日を加味して天文17年のことと記述している。ちなみに、後者にはこうした独自の没年月日・法名が多く付加されており、編集が行われた元禄初年には過去帳的な史料の存在したことが推測されるのである。

貞宗	化生寺殿長林道祐大居士	応永年中
行連	徳叟覚清	
範連	永源寺殿博愛良仁	
政盛	玉峯宗秀	
持理	宝泉寺殿泰嶽顕崇	
貞明	聴松殿戦叟宗勝	
貞連	宝幢寺殿徳岩良賢	永正六年
貞国	慈光寺殿伯々良聖	天文元年七月九日
貞久	正法院殿月江良円	天文十七年九月十六日
駒徳丸	源秀童子	天文十八年三月廿日 七歳
貞勝	称名院殿真月宗金	歳二十二

上記の内、貞勝の没年月日、また貞盛、貞広についても記載がなかったと見られる事実は、以降の三浦氏の動向を史料に基づいて再構成する上でも重要であろう。「城主次第」は『勝山町史』でも翻刻されているが、誤読も多く、今回は新たに翻刻したものを参考史料として巻末に付した。

- (註20) 「石見牧家文書」59、61、62、号文書。才五郎は後の貞広。つまりこの時点で既に貞広が病死した貞久の後継者として定められているのであり、従来行われていた貞

久一貞勝一貞盛一貞広という一連の継承は再考されるべきである。

- (註21) 『石山本願寺日記』証如上人日記、天文20年10月15日条。大河原孫三郎の註に「此人尼子刑部少将也、先懸する者也」とある。
- (註22) 『安西軍策』巻第2「尼子晴久播州発向付高田合戦事」
- (註23) 天文22年10月10日付け証如書状案(『石山本願寺日記』証如上人書札案)、(天文22年)10月12日付け浦上政宗書状(『黄薇古簡集』巻第14)天文22年10月26日付け浦上政宗判物(『長船町史』平井家文書)、(天文23年)正月9日付け浦上宗景書状、天文23年正月20日付け入谷景藤判物(『美作書簡集註解』巻之6)
- (註24) 『作陽誌』大庭郡神社部。
- (註25) (天文24年)2月1日付け浦上政宗書状(『黄薇古簡集』後篇)。
- (註26) (天文24年)9月朔日付け浦上政宗書状2通(『岡山県地域の戦国時代史研究』所収「旧鳥取藩士山田家史料」。同書で当書状は尼子晴久の没年から永禄3年(1560)以前の文書と比定されている。)。なお、『馬場岩法師書上』(「吉備温故秘録」巻之80、以下『馬場書上』)には同合戦についての言及があり、関連して宇喜多直家の動向についても興味深いものがある。
- (註27) 「城主次第」、『岡山県金石史』2217号。化生寺の神像については「城主次第」に拠れば「三浦不入、(宇山)飛驒を守候様二と建立」されたという。
- (註28) 『作陽誌』苫南郡神社部田辺郷中山神社条。原文では疲弊に乗じて蜂起した数千人の「苫田人」と「群盗」等の「賊将」が中山神社に拠っていたとするが、現代的な視点からいえば国人及び民衆による尼子氏への敵対行動に他ならないものである。
- (註29) 「城主次第」。但し、註28のとおり永禄2年4月に中山神社本殿の造営が行われていること、また上河内神社(落合町上河内)所蔵の銅鏡(「岡山県金石史」2220号)に「永禄庚申天 奉納王子権現 尼子晴久」とあるとされており、永禄3年の可能性が強い。なお、従来貞勝は『作陽誌』所載の系図の配列を根拠に貞広の兄とされてきたが、先に見たように後継者は貞広であり、また貞広は才五郎、貞勝は孫九郎であることから貞勝を弟と考えるべきであろう。
- (註30) 「江見文書」(『県史家わけ』)ほか。後藤勝元はこの後、尼子方に属した倉敷城の江見久盛等と抗戦を続けている。
- (註31) 永禄4年6月7日付け三村家親感状(『黄薇古簡集』巻第10)。各本とも「尾鈴」とするが、「尾頭」の誤読であろう。
- (註32) (永禄5年)11月2日付け岡本氏秀書状(『作陽誌』苫南郡神社部田邑庄総社条)、永禄5年11月5日付け大河原貞尚書状(美甘文書、『県史』家わけ史料所収)、「城主次第」。従来貞勝の自刃は「十三世家系」に根拠に永禄8年とされているが、同5年に比定されるべきである。註19に見るように、元禄当時、貞勝の没年は拠るべき確定史料がなかったと見られるのも参考になる。また、「城主次第」三浦氏の被官金田氏が離反したのはこの時とされるが、後述するように永禄12年と考えられる。
- (註33) 「城主次第」、『虎倉聞書』(『吉備群書集成』第参輯所収)。
- (註34) (永禄6年)5月25日付け浦上宗景感状(『美作古簡集註解』巻之1)、(永禄6年)5月28日付け、浦上宗景感状(『黄薇古簡集』巻第4)、『馬場書上』。
- (註35) (永禄7年)正月21日付け毛利元就書状(『萩藩閥閥録』巻33)ほか
- (註36) 『安西軍策』巻第3「大江城没落付富田処々付城事」
- (註37) 『馬場岩法師書上』など。これがいわゆる「明善寺崩れ」である。

- (註38) 5月11日付け石川久智書状(『黄微古簡集』巻第5)、5月15日付け宇喜多直家感状(同書巻第4)、『馬場書上』など。
- (註39) 5月19日付け三村家親書状(『黄微古簡集』巻第5)、『桂炭円覚書』第38条など
- (註40) (永禄8年)8月28日付け難三宛て宇喜多直家書状(難波文書、『県史』家わけ史料所収)、『石見牧家文書』15、16、17号文書もこうした経緯で発給された文書と考えられる。牧尚春が当時「原田」(現久米郡中央町、或いは同地の国人原田氏を指すか)に「在身」し、打穴・大蔵氏等と密接な関係を有していた事実は、(永禄9年)2月20日付け尼子義久書状、尼子氏奉行人連署奉書(『美作古簡集註解』巻之1)が江見氏に宛て「三村被及鉾楯、御勝利之由、其聞え候」としていることと併せ、この合戦が「三村家親対宇喜多直家」という簡単な図式ではない事を示すものである。
- (註41) 永禄8年11月29日付け、江見久盛書状(『美作古簡集註解』巻之1)
- (註42) 『桂炭円覚書』第38条。
- (註43) 「石見牧家文書」53号、(永禄9年)2月9日付け江見伊豆守・森田大蔵丞・小坂田但馬守宛て尼子義久書状
- (註44) 「城主次第」、永禄9年9月7日付け大河原貞尚判物(美甘文書、『県史家わけ』)など。
- (註45) 「牧左馬助覚書」第1条(『美作古簡集註解』巻之11)
- (註46) 同、第2条
- (註47) 同、第3条、及び永禄10年7月26日付け三浦貞広感状(『作陽誌』大庭郡山川部)。
- (註48) この合戦も従来知られていないが、花房職之が参戦し「からまつ」において殿を勤めたとされているものである。これが所謂笠松合戦に関するものであろう。幕府への呈譜に当たって職之の孫、職利が美作国へ問い合わせた、年未詳3月8日付け書状(備前正宗文庫所蔵文書、『岡古』第3輯所収)には、家伝として職之が16歳の時の事としており、永禄7年に該当する。花房職利書状には、職之が19歳、永禄10年の事で、「かけゆき」なる人物に奉公していたらしいとしている。
- (註49) 「牧左馬助覚書」第3条。
- (註50) 「城主次第」。2月26日付け毛利元就、輝元書状(『県史編年』2122、2123、2124号)ほか。貞尚の最後については不明である。或いは永禄12年中に死去した可能性も考えられる。貞盛は「十三世家系」では貞国の子としているが、「城主次第」は貞国の子を「貞久」「ヲキ国」「貞尚」とし、貞盛は掲げられず後段に「貞勝二も貞広二も祖父ニテ候」とあるのみである。「城主次第」の記述を勘案するならば、貞盛は貞勝等の外戚と位置づけるのが妥当のようである。
- (註51) 『陰徳記』巻45「美作国高田之城合戦之事」。
- (註52) 永禄12年6月5日付け三浦貞広判物(『作陽誌』大庭郡山川部)で、先の金田源左衛門尉による離反に組しなかった牧菅兵衛尉に対し、所領を宛行っていることからこのことが知られる。
- (註53) 「城主次第」、「十三世家系」ほか。
- (註54) 註51参照。
- (註55) 『馬場書上』、『類纂虎倉物語』(『吉備群書集成』第3輯)など。
- (註56) 註51参照。
- (註57) (永禄12年)10月23日付け長就連・香川光景連署書状(美作岡田家文書、『岡古』第3

輯)。

(註58)「城主次第」、「十三世家系」。

(註59)すなわち宗景は、かつての守護体制に基づく支配の復旧を、対する直家は註61で窺えるように、備前を代表する国人として独自権力を確立することをそれぞれ志向していたようである。

(註60)直家の発給文書を見ると、(永禄8年)8月28日付け書状(難波文書)では「字三」、(元亀2年)9月23日付け書状(江見文書)では「字泉」となっており、この間に和泉守の使用を開始したようである。そこには直家の祖父とされ、備前において著名な国人であった字喜多和泉守能家が念頭にあったことは間違いなからう。

(註61)『馬場書上』など。

(註62)(天正元年)12月12日付け安国寺恵瓊自筆書状(『吉川家文書之一』610号)。

(註63)天正2年3月13日付け字喜多直家起請文(原田文書、『県史編年』2168号)。久松については『天神山落城記』など近世の軍記物にしか記述がなかったが、近年岸田裕之氏が発見、『熊山町史調査報告4』で紹介された「新出沼本家文書」によってその実在が確認された。

(註64)(天正2年)4月5日付け浦上宗景書状(『作陽誌』大庭郡山川部)

(註65)(天正2年)7月11日付け字喜多直家書状、岡家利書状(美作沼元家文書、『岡古』第3輯)、同字喜多直家書状(新出沼本家文書、『熊山町史調査報告4』)

(註66)天正3年正月27日付け三浦貞広感状(『作陽誌』大庭郡山川部)、『牧左馬助覚書』第5条。

(註67)(天正3年)3月16付け三浦貞広書状、天正3年3月18日付け同感状(『作陽誌』真島郡山川部)。

(註68)『作陽誌』真島郡山川部。

(註69)(天正3年)9月12日付け織田信長朱印状(「花房文書」『県史編年』2185号)など。

(註70)(天正3年)9月14日付け毛利輝元書状(『萩藩閥閥録』巻6)、(天正4年)5月13日付け三浦貞広書状、「城主次第」、「十三世家系」。従来唱えられていた高田城の天正4年落去説は、「十三世家系」の「牧氏家譜曰、三浦城終于天正四年」に拠ると見られるが、家譜そのもの、または原典と推定される「城主次第」には、元亀元年から「七年程之城主二候処二、芸州乱(衆力)渡シ候へと直家扱被成、十月二ならさきへ渡シ候てのき」として年を明記していない。つまり4年説は不明確な記述を根拠に割り出された年であることが推定される訳である。

(註71)「城主次第」、「中島家記」(旧版『倉敷市史』所収)、「牧左馬助覚書」ほか。三浦貞広のその後については「十三世家系」が掲げるように、備中での討死と播磨林田での病死の二説が存在するが、これも「城主次第」の該当個所が破損している事に拠るもので、事実には羽柴秀吉に従って高松合戦に参陣、その後播磨林田で病死した、と解釈すべきである。

(註72)『信長公記』巻12、天正7年9月4日及び10月晦日条。

(註73)『牧左馬助覚書』第6、7条など。「城主次第」においても牧氏等美作西部の国人は湯山城に拠ったとされている(『勝山町史』に「岡山」とあるのは誤読)。一説に浮田平右衛門は富山半右衛門であり、また戸川秀安であるという解釈もされているが、天正8年3月9日付けの軍忠状(『萩藩閥閥録』巻34)中、草苺氏が討ち取った

宇喜多勢の内に「宇喜多平右衛門」が見えていることから、富山半右衛門や秀安ではありえない。

- (註74) (天正8年)12月晦日、同正月20日付け宇喜多直家書状(新出沼元家文書)など。
- (註75) 『安西軍策』巻5「美作国所々ノ城没落事」、(天正8年)2月13日付け吉川元春・小早川隆景書状(『県史編年』2238号)、(天正8年)2月15日付け吉川元春・小早川隆景書状(『萩藩閥閥録』巻115ノ3)ほか。なお大寺畑落城の月日は現在のところ不明である。
- (註76) (天正8年)3月12日付け毛利輝元書状(『県史編年』2241号)ほか。
- (註77) 『浦上宇喜多両家記』、『戸川記』、『牧左馬助覚書』第8条、(天正8年)閏3月9日、11日付け桂景信書状(『県史編年』2245、2246号)など。
- (註78) (天正8年)閏3月23日付け吉川元春・小早川隆景書状(『県史編年』2248号)ほか。
- (註79) (天正8年)9月晦日付け小早川隆景書状(『県史編年』2274号)ほか。
- (註80) (天正8年)11月17日、23日付け小早川隆景書状(『県史編年』2281、2282号)。
- (註81) (天正9年)7月2日付け吉田元長書状(『県史編年』2262号)ほか。
- (註82) (天正9年)11月6日付け羽柴秀吉書状(『織田信長文書の研究』補遺257号)
- (註83) 「牧左馬助覚書」第16条。
- (註84) 『浦上宇喜多両家記』、『戸川記』、『馬場書上』、(天正10年)2月24日付け穂田元清書状(『県史編年』2285号)ほか。従来天正9年とされている合戦であるが、『馬場書上』を初め古記録のほとんどが宇喜多直家死後のこととしており、書状類の検討においても特に問題ないと見られることから、筆者としては同10年と比定したい。
- (註85) 『作陽誌』大庭郡山川部。
- (註86) 天正11年7月11日付け中村頼宗感状(『美作古簡集註解』巻之8所収)、(天正11年)7月20日付け中村頼宗感状(美作立石文書、『岡古』第3輯)。後者は従来天正12年の岩屋城攻めにかかる書状と解釈されていたものである。
- (註87) (天正11年)9月2日付け児玉元良書状(『萩藩閥閥録』巻34)ほか。
- (註88) 三浦桃寿丸の知行に関して直接の史料は存在しないが、天正14年に牧家信が代官として赴任(註91参照)していることなどからもその蓋然性が高く、本文の通り推測しておきたい。江原・市氏の在城については「中島家記」の記述に拠った。
- (註89) 天正12年4月20日付け中村頼宗書状(美作立石家文書)、『牧左馬助覚書』第18条、「岩屋古城覚」(寺坂五夫『美作古城史』所収)など。
- (註90) 桃寿丸については「十三世家系」のみ記載があり、「城主次第」にも見えない。牧家信の代官赴任が天正14年であることを考えても、実は天正13年(1585)に京・大坂で発生した千人切りに加わり、翌14年3月3日に処刑された宇喜多次郎九郎ではないかとも考えられる(『宇野主水日記』『多門院日記』)。ちなみに「宇喜多系図」(正宗文庫所蔵)によれば、明石守重に嫁した直家の娘と共に宇喜多忠家の子として記載されている。
- (註91) 「城主次第」及び天正14年7月12日付け牧家信書状(美作勇山寺文書、『岡古』第3輯)。「次第」には天正13年3月のこととされるが、家信書状によって訂正されるべきである。彼の代官所領域が広範に亘っていた事は、「作陽誌」など近世の地誌類に高田(勝山町勝山)、手谷(勝山町手谷)、三堂(同町三堂坂)、田楽(落合町上河内)、

土器尾(同町下河内)の各城に在城とし、湯原村(湯原町湯本)も「湯原者黄門臣牧藤左衛門家信奉邑也」としていることなどから知られる。

(註92)「城主次第」には「中納言殿御代二成、人直二付、つふさ山ハ八鳥勘助二被仰付候」とある。「人直」については明らかではないが、宇喜多氏の権力強化を目的とする家臣団の再編成とも考えられる。『作陽誌』には小早川秀秋の時代に「服部隠岐守・同勘介・木下斎之助」が在城したとするが誤伝であろう。また、勘助と隠岐守は同一人の可能性も残されている。

(註93)『寛永諸家系図伝』。

(註94)『作陽誌』久米南条郡山川部など。

(註95)同書、大庭郡山川部など。

(註96)その他にも牧左馬助や牧弥三も同時に秀家の直臣へと編入されたと見られる。ちなみに秀家の直臣は武隈帳の写本によっては「本丸御番」とされているものもあり、従って「御台所衆」は秀家室南方殿付き、「西丸御番」は秀家母大方殿付きの番衆ということになるだろうか。

(註97)慶長3年9月9日付け宇喜多秀家判物(「秋元興朝所蔵文書」東京大学史料編纂所影写本)、及び「宇喜多秀家土帳」(備作史料研究会『金沢の宇喜多家史料』所収)。岡市丞については、文禄4年12月吉日付け宇喜多秀家黒印状(美作化生寺文書、『県史家わけ』)で、化生寺に高田の内10石の替地として備中国窪屋郡西庄の内を与えられていることも知られている。

(註98)『鹿苑日録』慶長5年正月8日条及び『戸川記』(『改訂史籍収攬』新加別記第65)、「慶長年中卜斎記」(同、新加別記第70)、大坂玉造に籠もったのは宇喜多左京亮、戸川達安、岡越前守、花房正成、同幸次・戸川助左衛門(達安弟)・角南隼人(達安妹婿)・榎村監物・戸川又左衛門(達安従弟)・中吉与兵衛等である。一般にこれらの面々は全員浪人したように理解されているが、『戸川記』には宇喜多左京亮・岡越前守・花房正成・戸川助左衛門・角南隼人等は一度備前へ下向したとある。

(註99)「中島家記」。籠城勢の中心的存在は、美作国が出自とされる小瀬中務正であったという。

(註100)『森家先代実録』。

(註101)同上。

参考文献

中野栄夫『美作国久世保』(『岡山県史研究』創刊号)

岸田裕之・長谷川博之「岡山県地域の戦国時代史研究」

(『広島大学文学部紀要』第55巻特輯号2)

津山市史編さん委員会『津山市史』第2巻 中世

久世町史編纂委員会『久世町史』

牧祥三『美作地侍戦国史考』

寺坂五夫『美作古城史』

平山登一『郷土の武将草薙氏興亡記－矢筈山をめぐる郷土史－』

(参考資料)

『高田城主次第』(勝山町下岩牧家文書)

作州高田大づふさ城主

文龜元年より永正六年迄ハ(翻刻者注、コノ間一行欠カ)三浦貞国ト云人大永七年過、享祿二年迄之城主也、同三年より天文十三年迄三浦貞久城主也、右貞久ハ貞国之子息也、二男ハヲキ国トテタジメ殿ムコニナリ、則タジメヲ御取候、三番目ハ貞尚トテ岩屋ノ城主、天文十三年八月ニ雲州より尾山飛驒ト云人取出貞久ヲ責大合戦候処ニ貞久ハ籠城之内ニテ病宛(死)被致候、其時分より尾山飛驒城主也、弘治二年ニ化生寺ニ玉雲の御エイヲ作、三浦不入、飛驒ヲ守候様ニト建立ニテ候へ共、永祿二年三月ニ三浦貞勝飛驒ヲ責大合戦候テ城ヲ渡シ退申候、其時より三浦貞勝城主也、牧右衛門尉ヲ河内ニ御ふし候、永祿八年十二月ニ金田ハ三浦ノヒクハンニテ候へ共、心替り致し備中松山ノ家チカトムネヲ合、貞勝ニ腹ヲ切らせ申候、其時、備前中納言殿御代ニテ大方ハ貞勝御代ニテ候ヲ、牧右衛門尉引取、其後直家ノ御代ニ御成候、中納言殿ハ其後ノ御子也、右貞勝腹ヲ御切候時、牧一とう三浦貞守ヲ取立、永祿九年九月ニ高田つぶさ山へ直申候、右貞勝ニも貞広ニも祖父ニテ候、永祿十一年二月十九日ニ芸州乱(衆カ)、長・(香欠カ)川・しん三人たはかり貞守ニ腹ヲきらせ申候、然レ共牧ハきりぬけ備中ニ居ル、貞久之御子貞広、名ヲ才五郎殿ト申ヲ取立、元龜元年七月ニ先つ篠向ヲ切取、同年十月ニ高田つぶさ山ヲ責大合戦仕取候ニ則貞広ヲ入、七年程之城主ニ候処ニ芸州乱(衆カ)(傍注：註其時藤助ト号)、渡シ候へと直家扱被成、十月ニならさきへ渡シ候てのき、太こう様 尤此所大分損ジ申故相知レス 高松陳へも一——はりまノ林田ニテ煩宛被成候、其時牧一とう直家御施ニより湯(カ)山などニも居申候、其後右ならさき高田ニ居申候ヲ牧ニ渡シ候へと直家被仰付、天正十三年三月ニ牧高田ニ入候て居申候処ニ、中納言殿御代ニ成、人直ニ付つぶさ山ハ八鳥勘助ニ被仰付候

一、貞久

一、貞勝

一、貞守

一、貞広

右四代之内

二 丸	牧 官兵衛	知行千石取
二丸次	細田久右衛門	同 貳百石取
本段出張	牧 河内	同 貳千石取
三 丸	草加部平内	同 貳百石取
おくび	江川(大脱カ)炊助	同 三百石取
松之段上	牧 道市	同 貳百石取
松ヶ段	牧藤左衛門	同 五百石取
西下丸	牧 大膳	同 貳百石取
水ノ手	福富久右衛門	同 貳百石取
同 下	笠原帶膳(カ)	同 百石取
同 向	石井与平	同 百石取
小屋ノ段	牧 兵庫	貳千石取
上 町	浜口平次郎	三百石取

上 町 江川小四郎 百石取
 同 船津左之丞 五十石取
 同 牧惣兵衛 五百石取
 同 此式行損シ申相不訳ス
 同

直 家

本 丸 牧藤左衛門
 二 丸 牧 菅助
 次 丸 牧 惣馬
 三 丸 妹尾縫之丞
 おくび 牧式部左衛門
 松ヶ段 牧馬之丞
 小屋段 牧 藤助

社村不残	新庄村	イマイ	美甘村	国とう
		イワウ名		行とう
		上スガた		さたもり
		下スガた		さたとう
		山地		つねとう

此間も少々損ジ相不知ジ

右之時牧河内・藤蔵此人ニ片山むくと院庄ノ御番直家より被仰付候、牧采女目木村・福田村、牧源之丞・江原兵庫ト篠向御番ヲ直家より被仰付候

右本書損ジ申し候、委キ訳相知レ不申候へ共荒々写置申候、已上

VI. 羽庭城出土須恵質甕の胎土分析

岡山理科大学自然科学研究所
白石 純

1. 分析の目的

蛍光X線分析法により、羽庭城の郭2から郭3の間の尾根上から出土した須恵質の甕を分析した。この須恵質の甕は、外面が格子目の叩きで内面は板状工具による掻き痕が観察され、一見「勝間田焼」に技法が似ている。そこで、この胎土分析では勝間田焼と比較し差異について検討した。

2. 分析結果

分析は、前述したように蛍光X線分析装置（リガク電気製：KG-4型）を使用し、分析試料の測定、条件、試料調整などは従来までに実施している方法に従った。

分析試料は、郭2～郭3の間から出土した須恵質の甕で同一個体と思われる破片を3点分析した。

分析の結果、表1のように、K、Ca、Sr、Rbの4元素から差異について検討した。検討方法は、第26図のようにK/Ca、Sr/Rbの各元素比をとりXY散布図を作成し比較した。この結果、勝間田焼窯跡（進上谷・戸岩・七十荒間窯跡）出土（註1）の甕と比較では、羽庭城出土の甕は勝間田焼の分布領域に入らず離れて分布した。

以上の胎土分析より羽庭城出土の須恵質の甕は勝間田焼ではないと推定される。

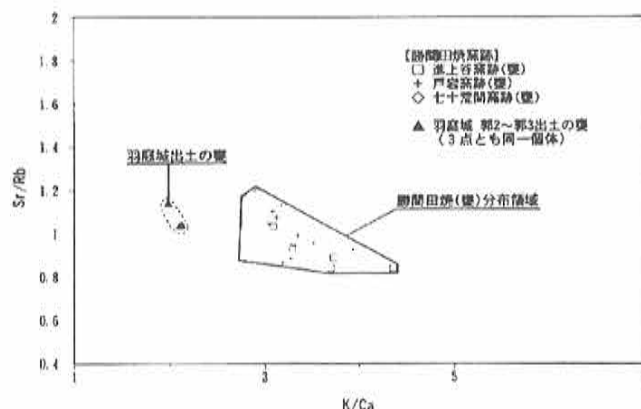
この胎土分析を実施する機会を与えていただいた池上 博氏および分析試料の提供その他では以下の機関にお世話になった。記して感謝いたします。岡山県古代吉備文化財センター、津山市教育委員会、久世町教育委員会。

註

（註1）白石 純「中世須恵器の胎土分析（2）-備前・備中・美作地域の窯跡試料について-」岡山理科大学自然科学研究所研究報告 第18号 1992。

表2 羽庭城出土土器の胎土分析値（%） ただしSr、Rbはppm

番号	出土地区	器種・種類	K	Ca	Sr	Sb	備考
1	郭2～郭3の間	甕・須恵質	2.21	1.05	141	136	同一個体
2	郭2～郭3の間	甕・須恵質	2.14	1.08	145	127	同一個体
3	郭2～郭3の間	甕・須恵質	2.16	1.01	144	138	同一個体



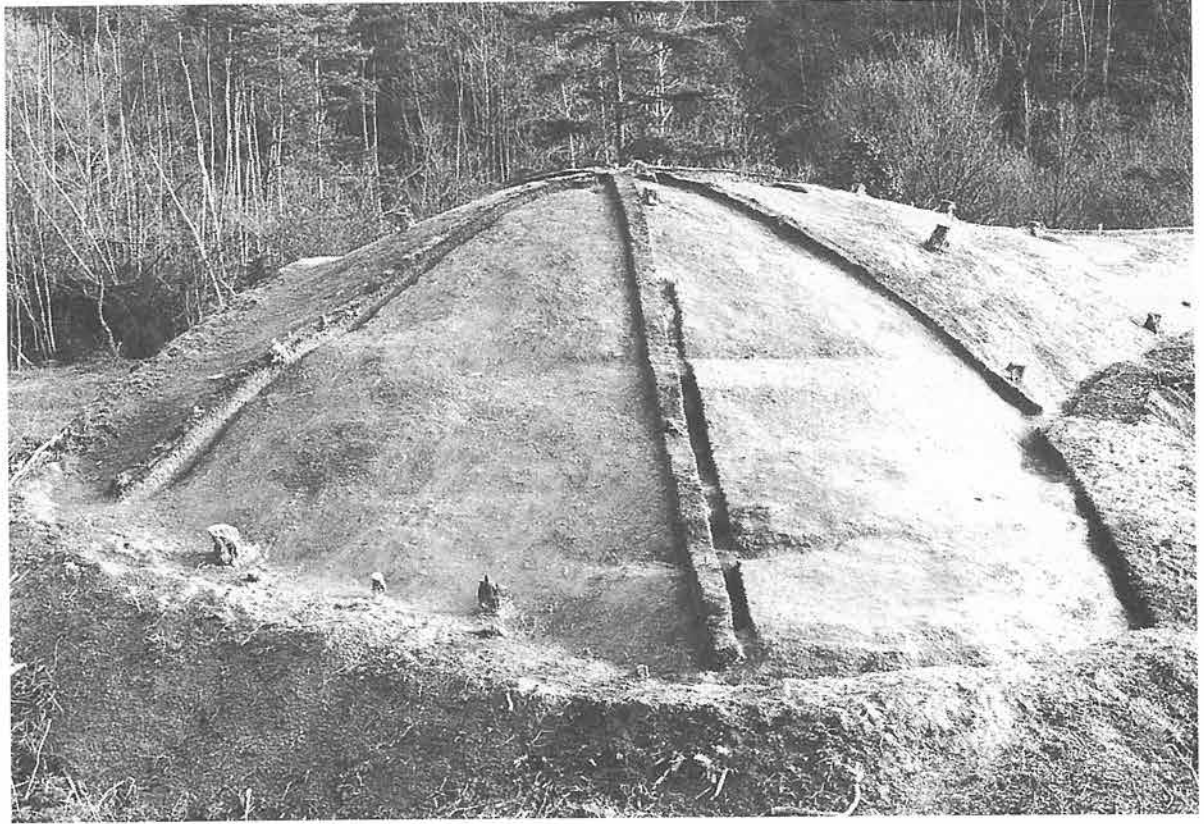
第26図 羽庭城出土甕と勝間田焼との比較



1. 郭1 調査前状況(北東から)



2. 郭2～4 調査前状況(南東から)



1. 平坦地 1 ~ 3 (北西から)



2. 平坦地 2, 3 (北西から)



1. 堀切 1 (北から)



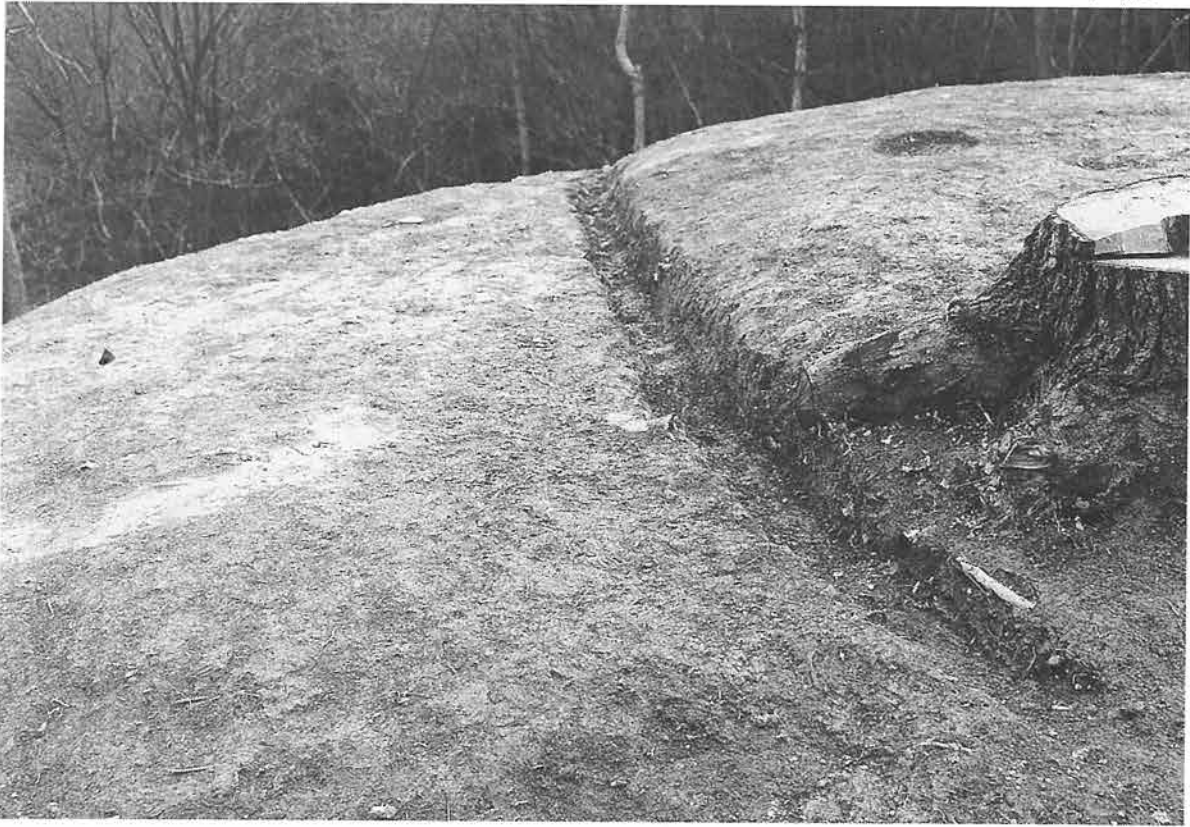
2. 堀切 1 土層断面(北西から)



1. 郭2完掘状況(南東から)



2. 平坦地4(北西から)



1. 平坦地 5 (北東から)



2. 平坦地 6 (北東から)



1. 平坦地 7 (北西から)



2. 平坦地 7 岩盤掘込み状況 (南東から)



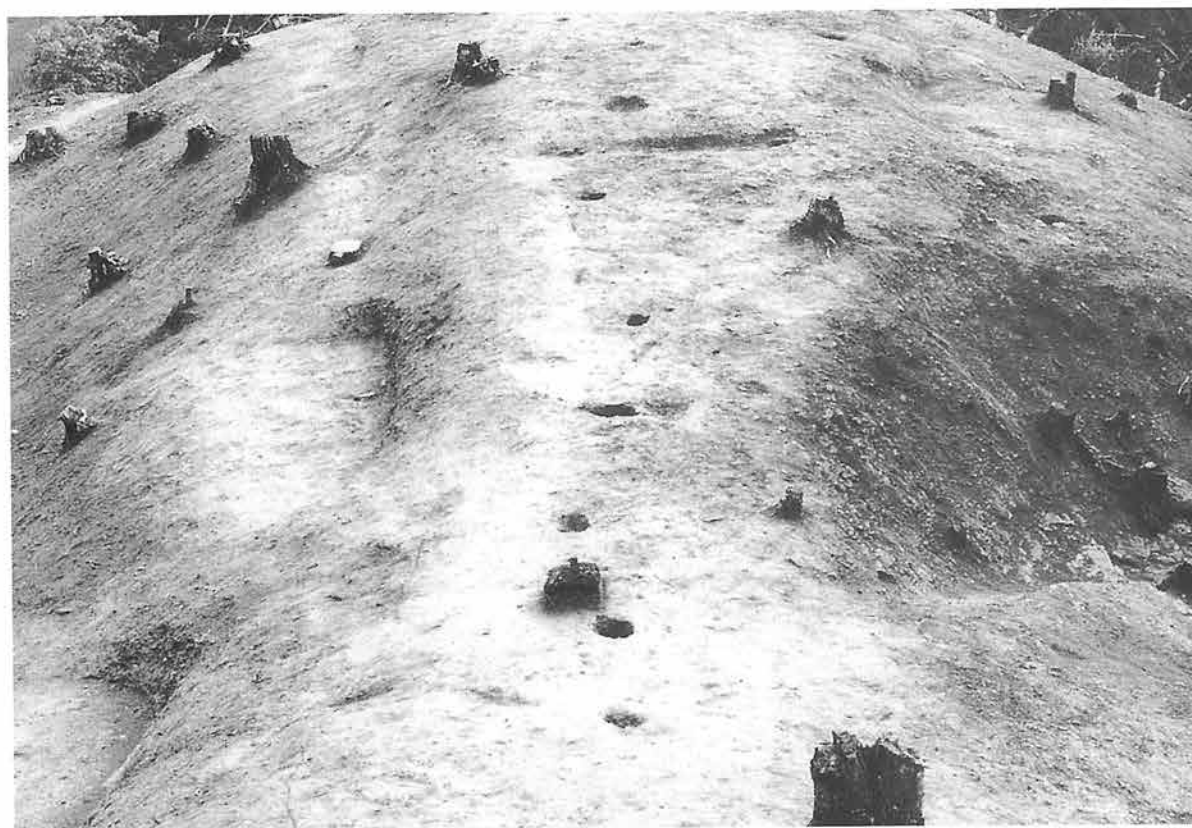
1. 平坦地 9 (南から)



2. 平坦地 10 (南から)



1. 平坦地10遺物出土状況(北から)



2. 柵列1(北西から)



1. 通路状遺構 1 (東から)



2. 通路状遺構 1 土層断面(北西から)



1. 平坦地11(南西から)



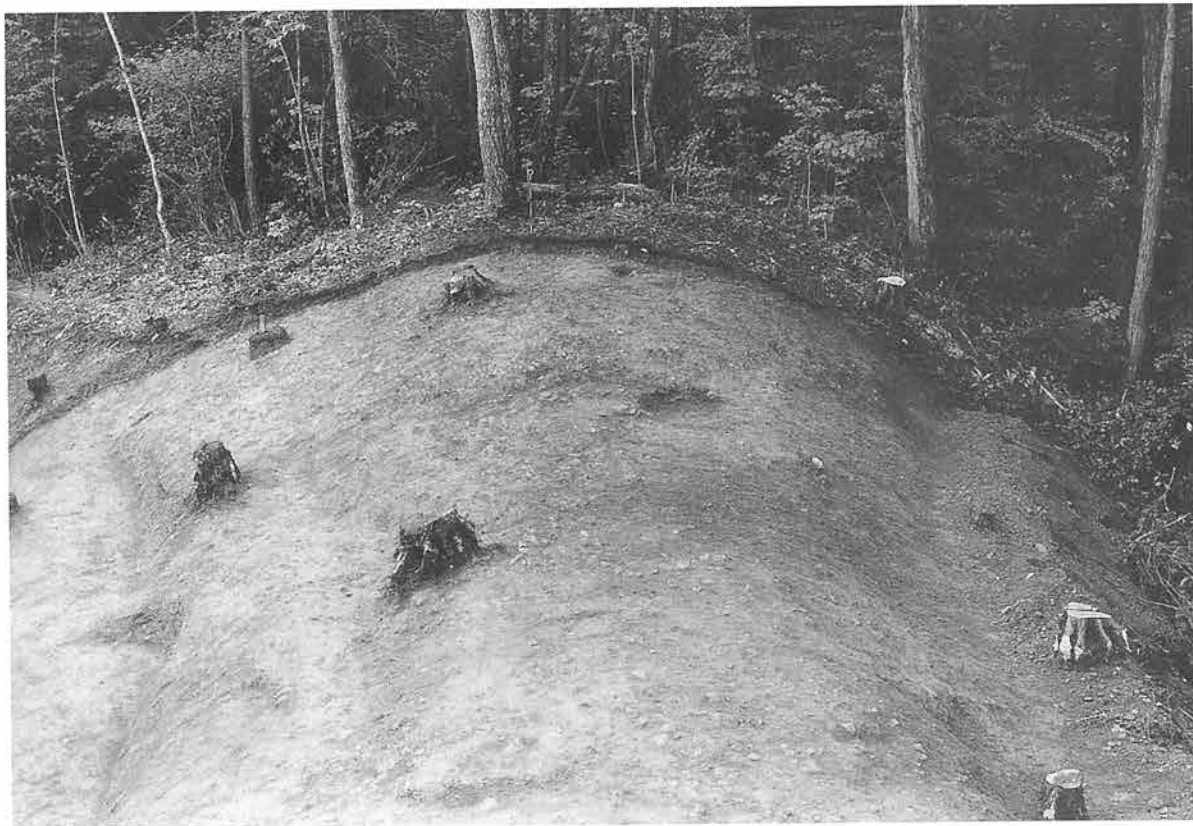
2. 平坦地13(北から)



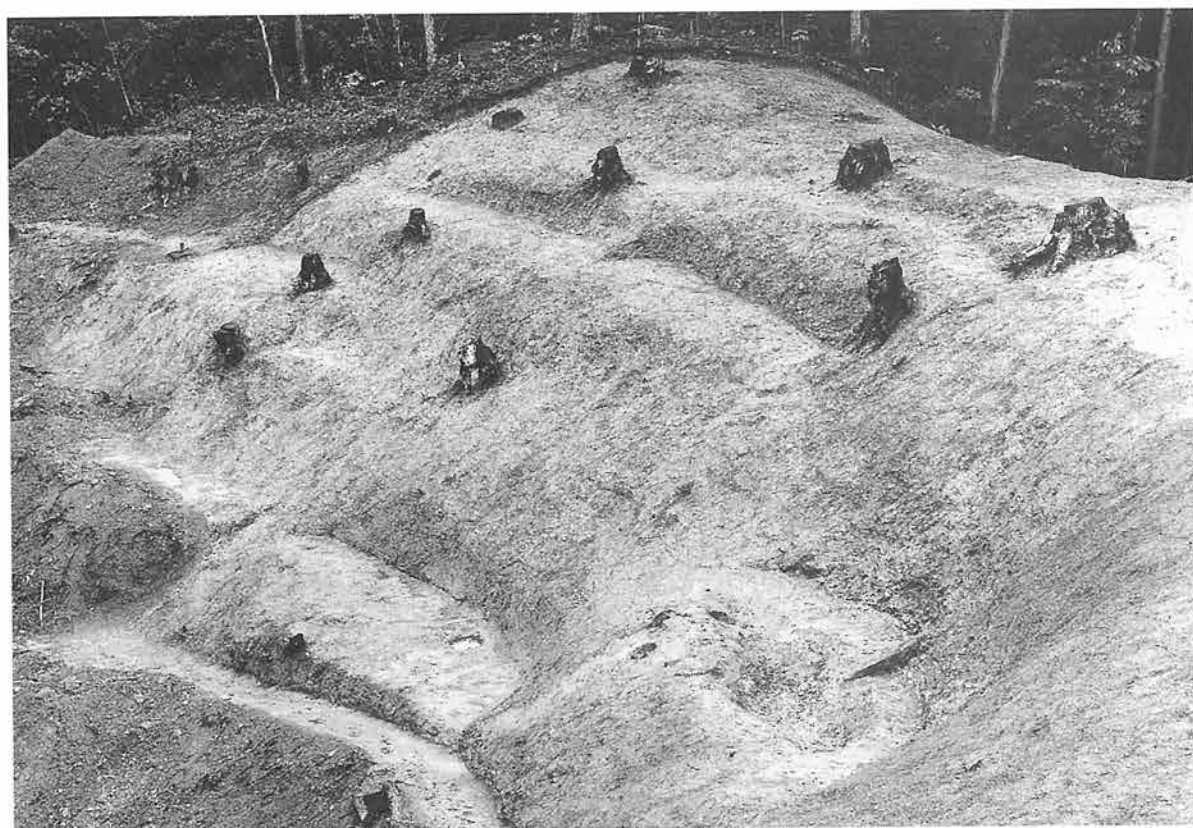
1. 平坦地13土層断面(東から)



2. 平坦地14(北から)



1. 平坦地15(北東から)



2. 平坦地13~19(東から)



1.



2.



3.



4.



6.



8.



5.



7.



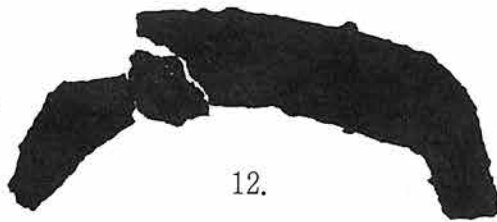
9.



10.



11.



12.



13.



14.



15.



16.



17.



18.



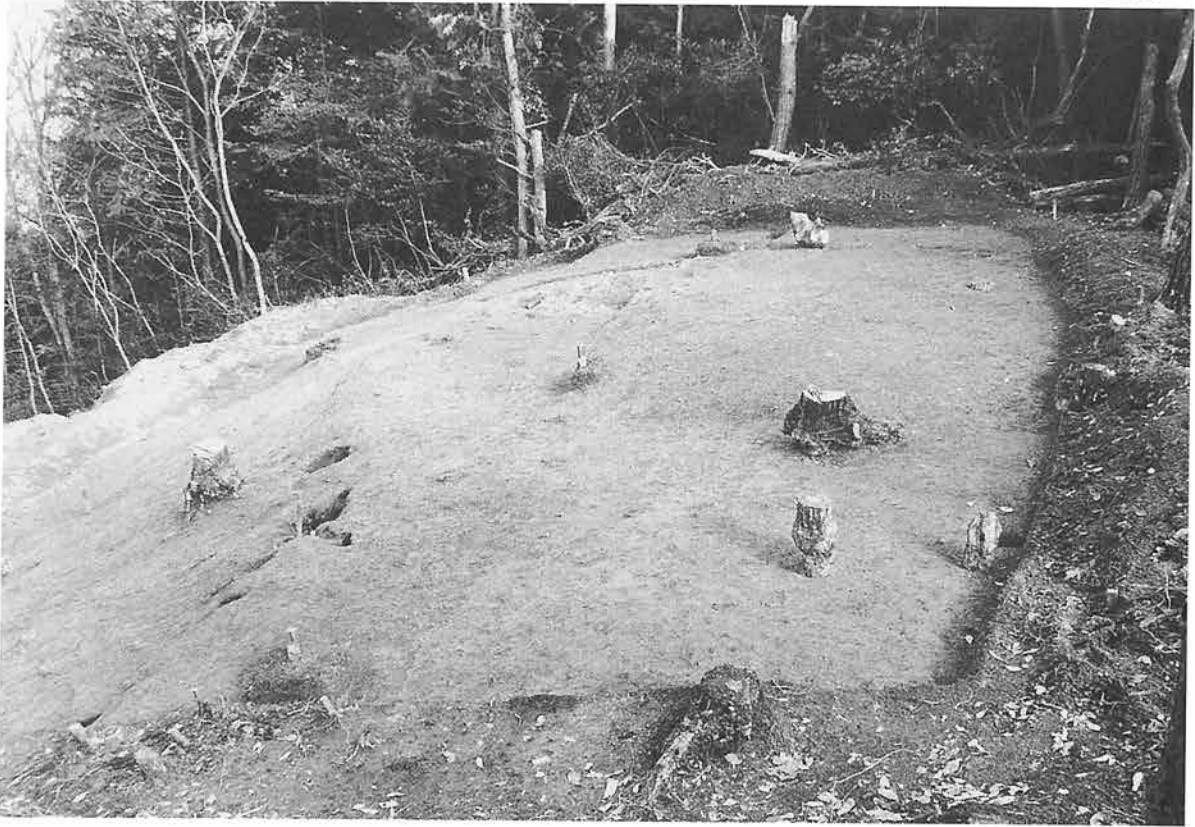
19.



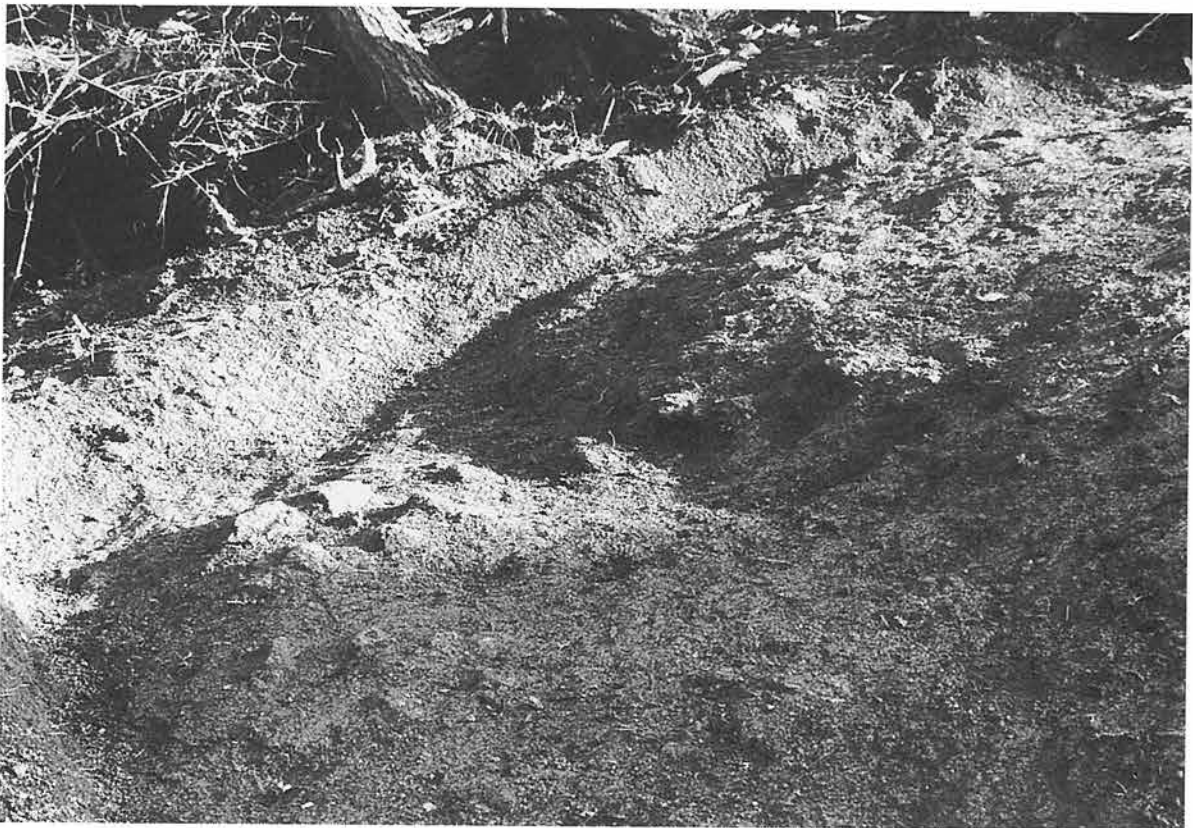
1. 第2次調査地遠景(北から)



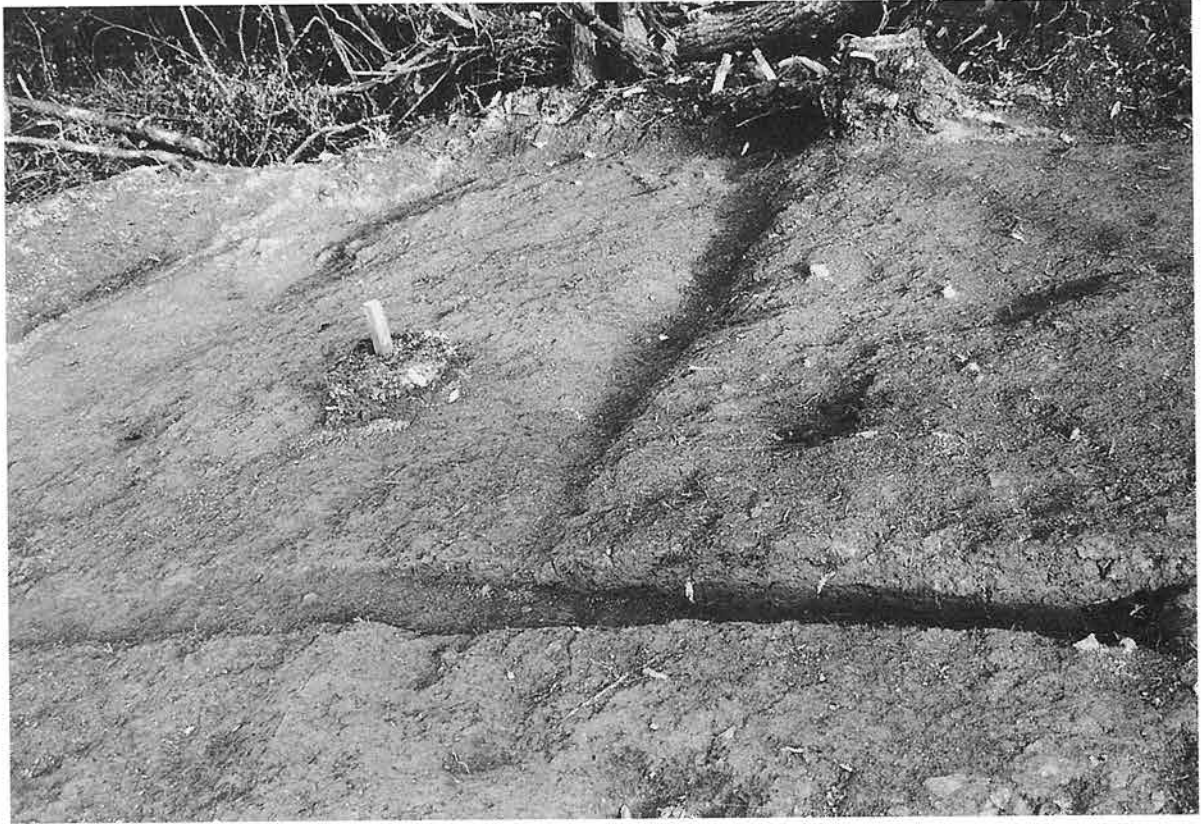
2. 調査前状況(西から)



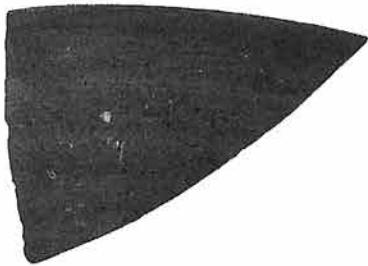
1. 平坦地 1, 2 (西から)



2. 平坦地 3 (北西から)



1. 通路状遺構 1 (西から)



2. 第2次調査出土遺物

報 告 書 抄 録

ふりがな	はばじょう							
書名	羽庭城							
副書名								
巻次								
シリーズ名	久世町埋蔵文化財発掘調査報告							
シリーズ番号	第3集							
編集者名	池上 博							
編集機関	久世町教育委員会							
所在地	〒719-3201 岡山県真庭郡久世町大字久世2932-5 TEL 0867-42-1116							
発行年月日	西暦 1999年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 〃 〃	東経 〃 〃	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
はばじょう 羽庭城	おかもまけんまにわくん 岡山県真庭郡 くせちょうおおざくせ 久世町大字久世	335843		35度 5分 12秒	133度 45分 12秒	第1次調査 19971210～ 19980519 第2次調査 19981201～ 19981217	1436 122	建物建設 水道施設建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
羽庭城	山城	中世	堀切1 平坦地22 柵列1 通路状遺構3		土鍋 須恵質土器 備前焼 鉄釘 刀子 鉄鎌 小札 銅銭		中世山城の内、障城ないしは付城	

久世町埋蔵文化財発掘調査報告 3

習 庭 城

1999年3月31日発行

編集・発行 久世町教育委員会

